

平成26年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成26年 6月19日(木)

午前 10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鶴野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	金子幸保	君
教育委員長	日暮茂男	君	農業委員会	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務財政課長	栗中一弘	君
政策推進室長	吉田憲司	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	浅野信行	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	菅原秀史	君	和風園園長	橋英則	君
旭寿園園長	谷口勲	君	会計管理者	黒田美和	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三浦剛	君	書記	吉田正晴	君
------	-----	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
報告第 1 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 25 年度沼田町一般会計補正予算専決第 2 号)
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 25 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算専決第 1 号)
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部を改正する条例)
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第 34 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号	町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 36 号	沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の全部改正について
議案第 37 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 38 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 39 号	平成 26 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 40 号	平成 26 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 41 号	平成 26 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 42 号	平成 26 年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第 43 号	平成 26 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 44 号	平成 26 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 45 号	平成 26 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 46 号	平成 26 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 47 号	平成 26 年度沼田町水道事業会計補正予算について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 48 号	中央農村公園野球場改修工事の請負契約について
議案第 49 号	除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約について
陳情第 2 号	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第 3 号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第 4 号	地方財政の拡充を求める陳情について
陳情第 5 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択を求める陳情について
陳情第 6 号	規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映予定に当たり政府への意見書提出を求める陳情について
陳情第 7 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について
意見案第 2 号	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）について
意見案第 3 号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）について
意見案第 4 号	地方財政の拡充を求める意見書（案）について
意見案第 5 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について
意見案第 6 号	規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）について
意見案第 7 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について

**(開 会 宣 言)**

○議長（杉本邦雄議長）これより、定例会を開会する前に一言申し上げます。本日の議会におきましては、軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました、平成26年第2回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

**(会議録署名議員の指名)**

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、高田議員、4番、久保議員を指名致します。

---

**(会期の決定)**

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。中村委員長。

---

**(議会運営委員会報告 中村委員長登壇)**

○委員長（中村保夫委員長）おはようございます。平成26年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議の結果を申し上げます。去る6月12日午後3時から議会運営委員と議長出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、一般質問、町長に対して6人6件、教育長に対して1人1件、更に、報告1件、専決処分4件、条例案3件、規約変更案2件、平成26年度補正予算案9件、諮問2件、また議長に提出されました陳情書6件の内、5件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致を見ているところであります。ただ、本日の全員協議会の中で議運の開催後に届いた意見書1件につきまして、上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致を見ましたので都合6件の意見書ということになります。

以上、付議案件全般について審議致しました。結果、今定例会の会期としては、本日19日木曜日から20日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から20日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの2日間に決しました。

---

### （諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静及び例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

---

### （町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長から報告を願います。はい、町長。

#### （金平嘉則町長 登壇）

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成26年第2回定例会を招集申し上げましたところ、ご多用にもかかわらず、全議員のご出席を賜りましたことにまずもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長より報告願います。教育長。

#### （生沼篤司教育長 登壇）

○教育長（生沼篤司教育長）おはようございます。引き続きまして、教育行政報告を行います。

（以下、教育行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、一般行政報告並びに教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。

10時35分 休憩

---

13時00分 再開

### （一 般 質 問）

○議長（杉本邦雄議長）これより、午後の開会前にご出席の傍聴者の方々へ、一言申し上げます。本日の定例会におきましては、議員並びに理事者、説明者は軽装のまま議案審議をしていることをあらかじめ申し添えます。傍聴の皆様におかれましても、楽な姿勢で議会の傍聴をいただければと議長よりお伝えいたします。

再開致します。日程第5、一般質問を行います。これより、町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

3番高田議員。認定子ども園計画について質問してください。

○3番（高田勲議員）議長。3番、高田勲であります。私は、今定例会において認定子ども園計画の進捗状況並びに町長の予算措置に対するお考えを聞きたいという風に思います。

1月以上も前のことではありましたが、町内のあるお店で買い物に行きました。その家には就学前の4歳のお子さんと1歳のお子さんがいらっしゃいます。お母さんがいまして、お母さんは4歳のお子さんは来年幼稚園だし、保育園に入れたいんだ。保育園に入れたいんだけど、1歳の子はまだ早いんだよね。と言って役所に相談したところ、今の仕組みではですね、当然親が保育に困っていきや保育園に入れないので、1人だけ入れるのは無理ですよと言われたと。何でって聞かれたものですから、その理由をですね、良く説明して、それで最後に平成27年の4月には認定子ども園っていうのが立ち上がる予定ですよっていう話を私はして参りました。

都会では保育園に入れたくても入れない子どもがいて、空き待ちの状態。待機児童が多いということが今問題になっています。一方田舎では、少子化によってですね、民間の保育所がどんどん経営が成り立たなくなってしまう保育所もあるやに伺っております。先程言ったような事例を解消しながら、子ども達に公平で平等な保育と教育の機会を与える。これが認定子ども園だと思っています。ご多分に漏れず我が町も少子化で喘いでおります。就学前の子どもの保育と教育の在り方を変える事業であるということで、この認定子ども園計画に関しては町民の期待も大きいものがありました。また、長年にわたる私どもの町の懸案事項であった、幼稚園と保育園の二重保育、これらを解消して親の負担を軽減するという意味でも、町民から大きな期待を寄せられていたところでもあります。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。通告書のまず1番であります。認定子ども園は昨年の予算委員会で聞いた話でございますが、平成25年で基本計画と実施設計、必要があれば平成26年で施設の手当てを行う。平成27年3月には立ち上げるというような説明を予算委員会で私は受けたように、役所から出てきている書類には一切書いていませんけれども、私はそういう風に記憶しています。私の記憶が間違っていたら訂正致します。

今、定例会に付議されている議案の第7号、承認1号、平成25年度沼田町一般会計補正予算専決第2号。これを見ますと、認定子ども園費の中の設計に係る、当初1千数百万円あった予算が大幅に減額補正をされております。また、今年の3月。第1回定例会の中でも、認定子ども園費は1円の措置もされておませんでした。

また、今定例会に提出されている一般会計の補正予算を見ても、予算的には何の措置も今されていない状態であります。昨年の予算委員会で、25年度の予算ですね、予算委員会で予算審査をした際、8本のこの年の重点施策の中の1本であったように記憶してございます。5番目に幼保一元化、認定子ども園の実施に向けた環境整備に着手しますという風に書いてございます。行政執行方針ですね、年度当初ですから1定です。行政執行方針でも認定子ども園の実現に向けた環境整備に着手するんだと。本年度においては保護者や住民への説明会を開催するとともに、設計費用を予算計上しているという風に1定の行政執行方針では記載をされております。この後、ずっと行政報告を見ていたんですけども、2定の時には今後、これは子育て支援計画とも関連している訳なんですけど、これは2定です。ちょうど1年前ですが、今後策定に向け、対象年齢の子ども達がいる世帯へのアンケート調査を実施すると共に、幼保一元化に向けた認定子ども園の基本構想の取りまとめを含め、事業計画の策定を進めてまいりたいというのが6月の時点でありました。

次に3定でありますけど、9月は認定子ども園あるいは子育て支援事業計画、これに関しては一切触れられていません。

そして、昨年の12月の第4回定例会。これの行政報告。子育て支援事業ニーズ調査を10月中旬に委託発注した。アンケート調査を実施することとしているという前置きがあって、認定子ども園の基本設計については上記のニーズ調査の結果を見ながら取り進めることで、12月に業務発注を行い、子ども子育て会議から幅広く意見を聴きながら進めてまいりたい。という風になっています。

本来であれば、基本計画と実施設計を1年間でやるのであれば12月に基本計画を発注するなんていうのは、年度内に事業が完結するのはこれは無理だっていうのは、誰が見ても一目瞭然に分かると思うんですけども、重点施策にも関わらず、この間どういう風な経緯で、子育て支援計画との関連があるのは理解してますし、アンケート調査とか色々絡んでいるのも理解しています。何があって認定子ども園計画自体が遅れていったのか、それも含めて、まず現状に至った経過、こういう風になっちゃった経過と、今後どのようにこの認定子ども園計画を町長は推進されていくつもりなのか、これをまず第1点目にお伺いしたいという風に思います。

2つ目の質問でありますけど、平成25年度の当初予算では、先程申し上げました基本計画と実施設計で合計で1,428万円の予算が計上されてました。これについては、国と道の支出金が714万円、町の一般財源が714万円、それぞれ50%、50%の拠出となっています。それで、今回の専決の減額を見てみますと、国と道の支出金が714万円、まるっと減額されているんですよ。それで、町の一般財源の方で346万5千円の減額となっている。残ったのが町の一般財源で367万5千円。これを使って平成25年度はきっと仕事をやったんだろう。100%町の

一般財源で仕事をやったんだろうと思うんですが、どのような仕事を行ったかというの、基本計画の説明は昨日伺いましたけれども、なぜ、国、道支出金が全て減額されて、全てが一般財源の町費でやらなきゃいけなかったのか。このことを2つ目の設問にしたいという風に思います。

3つ目の質問です。年度末の専決の補正というのは、執行残のお金とかを一回しっかりとプールして、それで余剰金って言ったら変ですけども、余りのお金を使って、本当はこの事業は町の貯金である基金を取り崩して行う計画だったんですけども、それは基金の取り崩しをやめて一般財源を充てようよ。あるいは、こっちの基金が枯渇してきたので、これからの事業のことを考えたらこっちの基金にもう少し積もうよとか、そういった財政の全体枠の中ですっきりとした決算を行うために、後はある程度の次年度の事業をスムーズに立ち上げるための繰越金も確保しなければいけない。それらがあって、きっと財政の担当者って随分前からこれを考えていらっしゃるんだろうなっていう風に私は思っています。ただ、専決に値するかどうかということになった時に、ものさしで計ったような杓子定規のような言い方は決してしたくないんですけども、今回の議会に説明の無いまま行われた平成25年度の重要施策である認定保育園の減額補正、専決補正、これはですね、議員もそうだし町もそうだけれども、そうやってかっこいい沼田の決算を見たいなと思ってお互いの信頼関係を崩すものだなという風に、私は今思っているんです。本来であれば、年度中に、重点施策ですから専決する前にしっかりと議会に向けて説明をして欲しかった。先程も言ったように当然年度内で全部1,420万円使えるかどうかというのは分かってた訳ですから、その辺はやっぱり年度内に、専決する前に専決で処理するが事前に説明をしておくとか、その辺の説明が凄く不足しているように私は思います。

昨日、これらのこと以外の出来上がった基本計画についてのみ、担当の課長さんから説明を受けた訳ですけども、本日まで何一切説明できなかった理由を教えてください。これが3つ目の、1つ目の質問です。

あと、どういう理由でこの事件について専決処分にしたのか、3番についてはこの2つ。本日まで説明できなかった理由と、年度末の専決にこれを加えたのか、これを町長の考えを伺いたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）認定子ども園の開設についてですね、今、高田議員が過去の色々な経過をお話になって、私も就任以来この問題につきましては長年解決されていないってこともございましたし、何とかしてこの懸案事項を解決したいっていうのは、当初からお話していることはご理解いただけたと思います。

それで、24年度の高田議員の第1回の定例会の質問におかれましては、二重保

育の問題も指摘された中で、私も取り組むという話をしているのは今経過の中でお話しさせていただいておりますし、それを受けて24年の9月に初めて社会福祉法人さんと、この二重保育とか今後の沼田町の保育と幼稚園教育の在り方について、初めて、多分今まで無かったと思いますけれども、膝を交えて話させていただきました。その中で、何とかこの保育園が、今の社会福祉法人がやっている保育園がこの認定子ども園の開設に向けて、取り進めるということでお互い確認をしたところでもございました。それで、その結果、今高田議員が言った、25年度の当初予算において重点施策としてこれを何とか取り組みたいということで予算化し、この認定子ども園の実現に向けた環境整備を着手するというのが、今あった第1回定例会で述べたことというのは間違いないと思います。

まあ、今高田議員が仰ったように、子どもその25年度の取り組みの中で、確かに色々な課題や問題等、それから福祉法人との問題もございまして、色々と高田議員が仰った懸念について、子どもの取り組みの中で十分な説明とご理解をいただかなかったことについては、子どもが問題があったという認識をしていることはご理解をいただければと思います。そういう意味では、その辺の説明不足については本当に今反省しているところでございます。

この中におきましては、やっぱりあの認定子ども園の問題は町が全てをやるんだったら簡単なんですけれども、相手が福祉法人さんという機関なものですから、なかなかその辺の協議が十分に、慎重に取り組んでまいったという経緯もありますし、先程高田議員が言った、25年の10月に子ども子育て支援事業計画を作ると、これを作った上での認定子ども園の開設という大前提がございました。この発注が10月に遅れたってということもありますけれども、まあそういうことがあって今まで取り組んできたこともご理解いただければと思います。まあそういう面では、何とでもこの基本的な、その辺の取り組みの調査とか色々ございましたので遅れたということには間違いはございません。それで、何とかこの遅れを取り戻しながら加速的に早くこの認定子ども園を開設したいっていうのが、私の今の気持ちでございますので、これは変わりはありません。これは間違いなく、子の間も福祉法人さんとも確認しておりますので、細部についてはまた後ほど説明をさせていただきますけれども、そういった形で今行っております。

それで当初予算におきましても、今ああいった形で25年度の予算は計上して、25年度の5月に第1回の子ども子育て会議を行いまして、その関係者に集まっていたいただいて、子育て支援事業計画並びに認定子ども園の構想についての協議を開始したのが25年の5月からです。その後、7月にニーズ調査等のたたき台の原稿を作ったりしました。それで、それを基に今言ったように25年度の10月に子ども子育て支援事業計画を業務委託をしたという形で、これが出来上がったのが2

6年の3月までの業務委託でございましたので、この中で次世代の行動計画、それから現状分析、評価。それから人口予測、それから就学前児童の保護者。それから小学生の保護者等の調査を行ったということで調査をし、そして、今高田議員と重複するかもしれませんが、12月に基本計画の業務発注を行ったということで、先程の10月に発注したものに基づいて基本計画を発注したというのが、その計画の発注の納期が3月28日だったと。26年、今年ですね。ということでございました。

その中で、3月の予算委員会の時の中で担当の者から、26年度の当初予算には間に合わないので、補正で対応したいという形で担当の者から説明はあったかと思えます。

それで、私ども最終的の今年の3月に第3回の子ども子育て会議を行って、その結果を報告し、そして認定子ども園の基本構想を、まあ細部の修正を行うことで概ね了承いただいて、3月に沼田町認定子ども園基本計画構想を作ったという形で、基本理念、基本構想、それから類型運営したいという形で、昨日多分うちの担当の者から、その内容についてはご説明あったかと思えます。

それで、私どももそういったことがございまして、この検討結果において、その後私どもも基本設計があがってきましたので、基本計画の建物ですね。それを我々の中でも、色々と内部でも、その計画を基に検討を今までしております。そういった中で、保育園の園長さんも、この子ども子育て会議の委員となっておりますので、色々な形で検討していただきました。それでこの認定子ども園については、町と法人双方が、どうやって運営するとか、運営収支の問題とかやっぱり色々シミュレーションを示す必要があったということでございます。それで、今現在の保育所運営は国の定める保育所運営費負担金、支弁額を基準額として委託料を支出しております。保育園には。

これが27年。来年の4月に施行している子ども子育て支援法により、この基準が施設型給付費に改正されて、それから幼児教育の対象となる短時間保育の児童の基準がまだその時点では不明でございましたので、運営方法の具体的な確認に至っておらず、本定例会の補正予算に提案することは現状としては出来ていなかった。しておりません。それで今後の運営について私どももきちんとやっぱり方向性を示さないと。法人としても上手く運営できるかっていうのは不安だという風に思いますので、それで、今月の6日ですけれども、決定額でもないですけど、一定の試算可能な施設型給付の情報が入りました。それで、その情報を基に社会福祉法人と短時間保育を実施した場合の概数であります運営シミュレーションを持った中で、その中で体制や町と法人が担う役割とか、その辺の細部について大枠ですけれども先週の11日に協議させていただきました。そんなことがあってですね、先程も言っ

たように町が全部やればですけれども、色々と福祉法人さんとの慎重な協議も必要だったということで、これは、なかなか、去年の何回か議会に説明する機会もあったにも拘らず出来なかったことにつきましては、私どもが反省しなければいけないという風には、今認識をしているところでございます。それである、この当初予算の中でですね、今議員が仰ったように1, 428万円の予算を計上してその基本設計については、去年の12月に367万5千円で業務を発注したということでございまして、その中身については昨日報告があったと思います。それも出来たのが3月の下旬でございましたし、その後の色んな内部での検討もございました。そんなこともあって、本当に遅れたことについては反省しなければいけないなという風に認識しているところでございます。

それで、今まで申し上げてまいりましたとおり、この認定子ども園につきましては町の子育て支援重点施策として取り進め、基本設計は納品されましたけれども、何回も言いますけれども、運営主体である法人との協議が十分に進まないまま、それが色々な形で表に出て、色々な問題が起きるということも、我々もちょっと余計な心配をしたかもしれません。そういったこともあって福祉法人さんとの協議もなかなか機会が無かったこともあって、報告が遅れたことはお詫び申し上げなければいけないなという風には思っております。それで、今回の専決処分の対応につきまして、減額補正であったということも踏まえて、それから決算を見据えておこなったということで、今後については専決処分の趣旨を踏まえて慎重な対応をしたいという風な形で、今反省をしているところでございますのでご理解いただければと思います。

10数年来より、町民の方、それから保護者の方が望んでいた幼保の一元化、それから幼児教育の2年保育につきまして、この重点施策の1つに挙げておりますので、今後これについては過疎計画の変更、それから補正予算の議会提案をして理解いただければ、迅速な開園に向けての準備が出来ませんので、これについてもまたご理解いただければと思っております。私どもとしては、何としても早く最終的な細部の詰めを保育園とも行いながら、それから、将来的なことも検討して、全体的な額も確定する中でこの認定子ども園開設に向けて準備をしていきたいということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）国の支出金減額。はい、副町長。

○副町長（神憲彦副町長）当初予算で基本設計と実施設計一体で発注することを念頭においた中で2分の1の国庫補助金が充当されるだろうという認識で予算措置をさせていただきました。そういった中で、結果としてこの中の基本設計部分しか発注しなかったことによって、補助対象として認められなくて、単費を充当したということでご理解をいただきたいと思っております。

○3番（高田勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）大体流れは分かりました。次世代の支援計画。やっぱりそれがしっかり出来ないと、きっと認定子ども園計画ってなかなか難しいんだろうなっていうのは、今となってみれば分かるっていうか簡単なことだったんだろうなと思います。そういう意味ではもっとゆったりとしたというか、まあゆったりとしたとは言っても住民のニーズがある仕事をとっととやりたいと思うのは、議員の常ですし、首長の常である。それはあれなんですけれども、やっぱり問題なのはそれらがちゃんと説明されていなかったっていうことが僕は一番問題だという風に思うんです。

結果的に基本計画を作るために作った367万5千円。これについては、実施設計も一緒にやれば、国、道の補助金も2分の1出たんだろうと。ですから、367万円だから180万円から190万円ぐらい出たんだろうにな。そういう意味では全部一般財源で賄わざるを得なかったということで、上手に仕事をすればもらえるべき補助を町は受けられなかった。このことについて、町長としてどういう風に判断するのか。というのが1つ目。2番目の質問の2回目の質問にしたいと思います。

あと、この専決なんですけれどもね。どうも色々調べていくとですね、段々何かおかしいなと思うようになってきて、5年ぶりぐらいに自治法のこんな厚い本をひっくり返して、私が読んだぐらいで、本を読むのが大嫌いな人間なんですけれども、議員になった時に議員必携という本をいただくんですよね。それには、本当に分かりやすく、我々にもわかりやすく解説されているんですけれども、町長も議会事務局が長かったのでよくお分かりかとは思うんですけれども、その中で179条の1項の規定があるんですが、その中で議会への報告と承認っていうのがあります。それで、専決処分をしたら、次の臨時会か定例会できちんと承認をしてもらいなさい。だから、今こうやって議案としてここに挙がってきているんだろうなと思うんですけれども、もし、あっその前にですね、何年か前、平成18年の改正らしいですけども、余りにも専決が行われすぎていて、専決処分が可能となる場合を緊急性を要すという場合に限定して明確化された。ということがあるんですけれども、町長は今回の専決処分は自治法に則って正確に行われていたかどうか。この2点を質問します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ちょっとお待ちください。1点目、実施設計と基本設計をいっぺんに発注。これは本当に我々としても当初そう考えて提案させていただきました。ただ、今言ったように、何回も言いますがけれども前段の作業がちょっとやっぱり遅れて、それが時間が掛かりすぎたっていうのは確か。それがそう簡単に、その子育て次世代計画がちゃんとやっぱり作らないと、次の認定子ども園の時に認め

られないという問題も、危惧もあったものですから、それも担当の方もきちんとそれをやりたいという気持ちで伸びたのかなと思います。ですから、それが出来なかったことは本当に私どもとしては一部見通しが甘かったかもしれません。そういう風な反省もしつつ次につなげていきたいなという風に思っております。

これが、今回の緊急性にあたるかどうかという問題ですけれども、これは議員も見たかと思っておりますけれども、後の方に町長の裁量という風には書いてありますので。ですから、それがどうだったかという判断も、確かにその事前の説明が十分になされていれば多分高田議員も納得したかと思っておりますけれども、それが無かったことで問題になさっているという風に思っておりますので、それはさっき言ったように今回反省しなければいけないという問題ということでご理解いただければと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）駄目ですよ。都合のいいところばかり読んだら。これは自治総研に書いてある解説なんですけれども、臨時会は我々は何日か前に我々は招集されたら、当然議員ですから、町長から招集されたら集まらなければそれはいけないですよ。それでまあ私どもの議会は議案審査を拒否したこともありませんし、179条の1に書いてあるような議会としての機能を失うような事態に陥ったつもりは全く、多分私が議員になってから7年余りは無いんですけれども、今回のこのことについては通常、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると町が判断する場合、専決処分を行うことができる。これは町の裁量によって決定すべきであるが自由裁量ではない。羈束裁量。羈束というのは自由裁量の余地の無い行為で、法の規制が一義的であって、そのまま執行しなければならない。この時に限るんだよ。限るんだよっていうか自由裁量では決して無いんですよ。きちんと状態に従って判断をなささい。町の専決をするかって言う認定には客観性がなくちゃいかん。主観的であってはいかん。そうでない場合は議会の議決権の侵害となる。という風にこの自治総研で通巻。何個か私も老眼で見えませんが、書いてありますけれども、町長は今回の専決をするよという判定というか、裁量は客観的に自分で判断して行われていたかどうかというのを、最後の質問にしたいと思っております。

この件に関しては、日程第7、承認1号。専決が有効であったかどうかということに関しては、ここでももう一度質問もしたいと思っておりますし、私の意見もしっかり述べたいと思っておりますが、今の1点にだけ最後質問として聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、副町長。

○副町長（神憲彦副町長）私からで宜しいですか。

○3番（高田勲議員）いや、町長から聞きたい。

○議長（杉本邦雄議長） それでは客観的な視点で専決を出したかどうか。

○町長（金平嘉則町長） この専決については年度末の一般会計の全体の中の専決処分ですよね。今回については、客観性といえば、そういうことで判断したと現状では言わざるを得ないです。

○議長（杉本邦雄議長） 以上で高田議員の質問を終わります。次に2番、鵜野議員。店舗Aコープの維持をどのように考えているか質問してください。

○6番（鵜野範之議員） はい議長。6番鵜野です。私の方から、沼田町の店舗の維持についてどうお考えかということで質問させていただきたいと思います。この件につきましては、色々お話を、色々なところで聞いていますと、6月を目処に町がこの店舗問題について、議会なり町民なりに報告していくんだっていう部分で取り進めているっていう部分をお聞きしたので、それについて質問していきたいという風に思っております。

この店舗問題について、本町においては生鮮食品を扱う店舗、またはスーパーマーケットという部分については、住む人の便利性とまたは高齢時代を迎えて買い物しやすい為に必要だという風に思っていますし、それについては町長も同じ認識なのかなという風に思っているところです。

それで、今回この店舗がどう維持していくかっていう、根本的になった話なんですけれども、JAの建て替えが28年に行われると。それに伴って、今のAコープ店舗を廃止するかどうするかということを含めて、JAの店舗の在り方について町に色々相談されていることだったのかなと思っております。それで、店舗を維持していくには、JAとしては補助してくれないかという打診をされているのかなと思っておりますし、それはなぜかという、今の現状において運営していくのに大体年間1,000万円から2,000万円くらいの赤字を出しているそうですね。それで、どうしてもやっぱりそういった部分で、今まで担ってきた店舗をJAとして、町から無くすということにはならないということで、何とか店舗を建ててくれることによって、減価償却費の分を少しでも減らすことによって、若干のマイナスを補填しながら運営していきたいんだというようなことの要請があったのかなという風に思っております。また、組合員についても、JAの店舗を今後とも残してほしいという気持ちの中で、ずっとこう何年か農協との話の中で来ていました。それで、この店舗の建設については、概ね6月を目処にJAに返事をするんだということ最近ちょっと聞きましたので、最終的にどういう風になっていくのかなという風に思っておりますし、これを受けて町は商工会に一定規模の店舗を商工会並びにそれに準ずる組合などの組織に維持運営が出来ないかという打診をしています。それで、商工会は今年に入り、商店街の中核施設検討委員会を立ち上げながら、これについてどうしていくかという検討をこれまでしてきているのかなという風に思っております。

ます。

私の知る範疇はこんな程度なんだけれども、結局この流れで良いのか悪いのか分からないんですけれども、そういった中でどのように今話が進んでどのようにしたいのかっていうことのある程度のお話を聞いていきたいなという風に思っているんですけれども、町としての店舗の維持に向けて、基本的に町長の考え方をお聞きしたいのと、今後この話をどのように進めていくのかということをもまず1点目としてお聞きしたいなという風に思っています。

あと2点目につきましては、今沼田町で進めている農村型コンパクトエコタウン構想の中に、共同施設っていう部分があって」それがそれを意味しているのかなという風に思っている訳なんですけれども、昨日全員協議会の中で、それはどこの範疇に建てれるのかなという部分で思っていたんですけれども、そういう質問だったんですけれども、昨日、立てる場所はここだよという図面を見させてもらったんですけれども。基本的に商業施設がその敷地内に移ることを前提にして考えているのかどうなのかっていうことなんですよね。私の気持ち的に言うと、あの図面でいうと、商業の中心はあの図面いうと小泉さんの交差点が中心だということだったんですけれども、私はそのコンパクトタウンを中心に半径300mから500m以内にそういった施設も建ててもいいんだっていう解釈できていたんですけれども、施設はその場所でなかったらだめだよっていうことの確認を昨日させてもらって、商店街っていうのは今、例えば西尾さんとかああいった通りが商店街なんだろうな。町民がそこで買い物するのが今までの流れなんだという風に思っていますし、そっからもしJAが無くなった時に、商業的な部分というのはものすごい大きな動きをするのかなという風に思っております。

それが本当に町民が望むことなのかどうなのかっていう部分も心配ですし、そういったことを含めながら、今のコンパクトタウン構想等含めながら、まずこの2点だけ質問させていただきたいなと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この問題につきましては、私が就任して以来、23年の11月だったと思いますけれども、農協の方から役員さんとの協議の中で出ておりますし、その後議会の一般質問の中で、渡辺議員さんとか誰かが、あつ上野議員さんも仰ったかな。店舗の問題を言って、これは基本的には農協が建てるものについては町の直接的な補助は難しいっていう話は何回かさせていただいているのはご存知かと思います。そういったこともございまして、私どももこの農協が、まあ農協というのも今は3町の北いぶき農協でございまして、その農協の今の〜〜として、農協支所の建物の改築に併せて、店舗の在り方について今言ったように23年の10月から今まで5、6回農協とは色んな役員さんとか農協の理事さんとか

何かも色々相談している中で、今言ったように農協から町への店舗の新築に対する支援要請を受けたっていうのは事実でございます。

そういう中で、農協さんとしても購買店舗の存続は組合員からも要望があり、色々な形で今、例えばホクレンショップさんとの色々な協議とか、現在の店舗の収支が今言ったように1,000万円、2,000万円の赤字を毎年出す状況の中では、農協単独で運営することは厳しい状況であるということは聞かされておりますし、その運営と箱にいたっては、最近あの江部乙にあるような、小さな店舗が江部乙にも出来ましたけれども、スパカ。ありますけれども。やっぱりコンパクトな小さな店舗にならざるを得ないと。まあそういったこともあるとやはりその後の経営の見通しも難しいという話も聞かされておりました。

私どもは農協単独、例えばホクレンショップ等で運営する、先程も言いましたように店舗運営に対する補助は現状では困難と判断し、今までそういう形の答弁をさせていただいたのは間違いではございません。

それで、やっぱり店舗っていうかスーパー的な店舗は今後、町のインフラとしても必要だと思っていますし、重要な課題であるっていう認識でおりますので、なんとかこれを残したいというのは私どもの今の考えているところでございます。それで、そういった中で店を作るにも例えば何億も掛かりますので、今現在そうなる町町の財政的なこととか今後を考えると、やはり補助事業を活用するというのが一番かなと思います。その為にはやはりこれは、今現在の補助制度の中で多分経産省が持っている補助事業についても、商工会なり、例えば商店の商工組合とかそういったところがやはり色々なことで同意していただかないと、その後の調整も難しいっていうのは商店をなさっている方についてはそういう思いかなという風に思っています。それで、そういうことの中で、今私どもも財政的な問題もあるとやはり今後の町財政のことも考えたら、一番今ある補助事業の中で、経済産業局の補助が今一番高いのがございます。それを利用するのがいいかなっていうことで、去年の暮れぐらいから、商工会長と共に、北海道経済産業局に何回か相談と協議を重ねておりました。それで、今年に入って商工会としても商店街の自立促進やコミュニティ形成の為に、何か取り組みたいといったことの中で、まあこれは会長とでございますけれども、経産局から26年度に経済産業省所管の地域商業自立促進事業っていう補助事業がありまして、これはどうやったら商店が成り立つかっていう調査をする事業がございまして、これは色々検討したらいいんでないかっていう話もございました。それでこの補助申請が今年の4月下旬にその公募がございました。国の26年度予算が決まってからですね。それで、その公募に申請をし、この6月2日にその内示を受けて、この後本申請正式採択っていう流れです。私どもはですから、早めに色々論議をしたかったんですけど、方向性を出したかったんですけど

れども、このきちっとした調査とかアドバイスを受けた中で今後を検討したらいいんでないかっていうことで、今商工会のほうで先程言った補助を受けて、沼田町商業自立促進調査分析事業に取り組むことで、今現状としてはそこに行っております。

それで、そういうことで商工会のなかでも先般、商店街中核施設検討委員会っていうのを設置され、今検討をしているところでございます。それで、その中では商店街の複合施設の整備を行うために、現在の町民の満足度とかニーズとか消費動向、それから町外の消費流出動向を調査してっていう町民ニーズ調査を行うことになっておりますので、それらを行って、今後例えば、そういったマーケットにしても実際どういう形が可能なのかどうかということも含めた事業の採算性とか、行うことで今これを利用していききたいという形で進んでいるところでございます。それで、こういったこともございまして、今本当にここ最近の話でございませけれども、去年から農協さんにも色々ご相談している関係で農協の方からもこういった動きの中で、是非農協も加わった中で商工会、それから北いぶき農協、沼田町で何とか3者で協力してこの問題について取り組みたいという話が、今商工会、それから農協の方から来ております。それで今、どういう風に煮詰めるかについて内部の調整をしております、出来ましたら沼田町商業施設検討の為の、商工会と農協と町で合意書を交わして、この問題を検討していくっていうことで、北いぶき農協さんが今月の30日の理事会、それから商工会は来月の23日の検討委員会かな。その後、2日に理事会がございまして、その中で話をして行ってそれがまとまれば来月からきちっとその合意に基づいて協議をして行きたいという形で、今商工会の会長、それから農協の常務とも今打ち合わせをしているところでございます。

今回、その正式決定したことを今、先程言った色々、商業コミュニティ中核施設の事業計画を策定して、その後進んでいききたいっていうのが、今の最近の動きでございまして。そういった形でございまして、これをきちっと基礎的な調査を踏まえた中で行かないとなかなか難しいんじゃないかなと。まあそれぞれ農協も商工会も思惑がありますので、その辺の調整を図っていききたいというのが現在でございまして。

それでコンパクトタウンと絡めているっていうのはもちろんそうございまして、これは構想の中でございますから、これから論議をする中で、場所の問題とか、規模の問題とか色々な問題がこれから具体的に検討されるんでないかなと思いますので、現状としては私どもはコンパクト構想は中学校敷地だけの問題ではございませぬので、全体の中でこれは色々な意見を聴きながら進めていきたいという形でおりますので、場所がどう決まったということではございませぬので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鶴野議員。

○6番（鵜野範之議員）まずあの、店舗の基本的な考え方と今までの流れの中で、説明されたんですけれども、まず1点ですけれども、農協には補助が出せないから何とか他のところでっていう部分でそういう風に話しを進めていったのかなという風に説明を受けたような気がするんですけれども、基本的に他の町、隣の町を含めながらJAが店舗がなくなり、その町が店舗が無くなる事について、色んな中で商工会なり他の業者なりを連れてきながら店舗を維持していくような対策を打っている訳ですけれども、幸いうちらの町の中で言うと、JAがその分何とかしてくれると経営してくれるよって言うてくれている部分について、もっと民間を利用すればいいのかな。例えば今回そういった商業施設を建てる上において、赤字補填もするよって言う約束もしているって言う話も聞いていますし、そういったことが積み重なると、少額の補助金で建物を建てるのか、永遠にそういったものを補助していくのかっていう部分で考えると、そういった後々引っ張られる方が辛いのかなというような気もしますし、せっかくこういう風に商工会の中で委員会を立ち上げながら、どうやってやっていくんだっていうことについては私は反対するつもりも無いし、賛成なんですけれども、店舗維持っていう意味においては何かどこかそこら辺が、掛け違って来ているのかなという風に思っております。その方が町民として最終的にそんなにそんなに負担になっていかない部分があるのかなと聞いておりますし、そこら辺がちょっとどうなのかなという風に思っております。

それから、先程農協と5回、6回の打ち合わせをしている。また商工会ともそういった打ち合わせをしているということの中でこういう風になったんだよって言う報告だったんですけれども、どうもそれぞれの話を持ち帰った時に、持ち帰った会議の中での報告がどうしてもその組織として若干都合のいい話に切り替わっているって言う部分がどうしても読み取れる部分が多いなっていうような、その掛け違いも何となく本当にそこら辺がどうなのかなっていうような気がするんですよ。

それで、3者が、まあ町、JA、商工会含めながら理事者数名を含めながら、そういった同じテーブルで、同じスタンスで話を薦めていくっていうのもきちんとした話の進め方なのかなっていう風に思いますし、そういった中で進んでいかないと、我々もまたJAから偏った話の報告を受けるのかなというような心配もありますし、もっと言うとせっかく建てる商業施設をもっともっと町民が利用しやすい、組合員が願っているような施設にして欲しいなという風に思っているんですけれども、今後のこういった取り進め方について、完全にこう形が決まっていけないんだとするなら、そういう場を設けながら進めていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長） 今までその、先月、今月始まる前は、農協さんはこれは話の中ですよ。商工会の方で中心になって検討していくっていう話になって進んでいったんですけども、今回その調査の補助事業が内定して動き出しますので、その段階で最近農協さんも、今議員が仰ったように農協としての色々な考えなり思惑もありますし、組合員の意向もありますので、それだったら一緒にやっっていこうということでさっき言った覚書を3者で交わして取り組んでいこうという風になった次第でございます。ですから、それがそれぞれの理事会とか協議会の中で方向性が一致すれば、来月の頭ぐらいに3者できちんと協議をし、その後のこの補助事業をもらえるんだったら多分色々な委員会を作らなきゃいけませんから、その中にもそれぞれのところから入っていただいて、きちんと会議をしてお互い共通の認識の下に進んでいくっていうことは当然必要だという風に思っていますし、そういう形で私も、この後の覚書の締結の中でそれはきちんと確認していきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長） はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員） どういう形になってでも維持していく上で、赤字になった時に補填するっていう金額については、今どれくらいまでを赤字補填として考えているのかお聞きしたいのと、あと、こういった施設が行政で建てるんだよっていう部分については、ある程度町民の声も含めながら、どこにどういった施設が欲しいんだっていうところも含めながらやってほしいなという風に思っております。

例えば、私が望む商業施設ですと、良く色々な道の駅みたいなのを見るんですけども、生鮮食品売り場があって、そこら辺が農協がやるのかどうか分からないですけれども、そういうブースがあって、そしてまたドアを一つ挟むと商工会が出店しているブースがあって、その向かい側にまた農家だとか、町民が出せるような農家ショップみたいのがあって、人がたまるっていうか、人が集まれるような商業施設を建てて欲しいなという風に願っておりますので、そういった意味を込めて、まだまだ6月、7月の中で話しを詰めていかなければいけないという部分もあるのかもしれないですけれども、3者、また町民の声を含めながらももう少し時間をじっくり掛けながらどこにどういう風な施設を建てていくかっていうことを検討していただきたいというのが、これは要望ですけども、先程の赤字補填の金額についてはどれぐらいを考えているかっていうことを質問して終わらせていただきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長） はい、町長。

○町長（金平嘉則町長） 店の規模とか何も決まっていませんので、どうなるかっていう運営についても全く分かりませんので、どこまで補填するかっていう話はしていません。

ただやっぱり将来的にはそういう事態が起きるだろうっていうことは予測されます。その時はどうするかっていうのはその辺の論議をしなければいけないと思いますけれども、店を無くさない為にはどうすればよいかっていうことの一つとしては、赤字補填も必要なのかなっていう認識でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で鶴野議員の質問を終わります。次に10番、渡辺議員。沼田町の人口減少をどうくいとめるか質問してください。

○10番（渡辺敏昭議員）議長。10番、渡辺敏昭です。私からは人口問題ということで、沼田町は人口減少をどうくい止めるかということで町長にお聞きしたいなという風に思います。

先日、先程高田さんの話の中にもありましたけれども、平成25年の3月の人口統計から推定された、平成52年の町村別人口予想が国立社会保障人口問題研究所っていうんですか、あそこから発表されたところですよ。新聞や経済雑誌なんかで公表されましたので、町長はもちろんご覧になったと思っておりますし、首長さん方の会議なんかでも話題の一つになったのではないかなという風に思っております。

先月下旬に、実は空知の監査委員の総会が沼田町のほたる館で行われたんですけども、その時の基調講演の題材の一つとしてもあげられてございます。何も手を打たずに今まで通りの同じようなやり方だと、この減少率になるんですよというように私の方からも確認をさせていただいたところですけども、本当にこの数字そのものは驚きの数字じゃないかなという風に私は考えております。

まあ改めてなんですけれども、平成22年から52年までの30年間。この間で沼田町で例を挙げると、3,612人が1,870人になるんだよと。そういう数字だったと思います。実に減少率で48.2%です。直近の今年の3月ですか、人口が3,386人ですから、それからでも44.8%の減少になるということだと思っておりますけれども、このデータそのものは、驚くのは東京、大阪なんかの一部の大都会を除いてはほとんどが減少に向かうよという推計です。日本人の人口そのものが8,000万人に近くなる、どうかしたら割るんでないかなということで、しかも高齢化は一層進むと。国も慌てて、これらの事を踏まえて第2子、特に第3子以上の出生に優遇措置を設けて何とかしたいんだということを総理も言ったみたいですけども、地方の市町村はこれに、実際に地方の中に仕事があるかないかとか、住みやすいかとか、都会の中に流出するんじゃないかとか、色んな問題も重ねあわされて、このような40%以上もつような町村がほとんどになるというような推計になっているのではないかなという風に思います。

ただあの、今までだってどこの町村も人口減少に何もしなかった訳では無かったと思っておりますし、私個人的にも沼田町はきっと2,500人ぐらいで落ち着くんじゃないかなというような安易な気持ちも持ってございましたけれども、どうやら1,

800人台まで落ち込むんだというような予想ですので、これは本当に何とかしなくちゃいけない。このままで本当にいいのかなという風に考えさせられている所でございます。

先程来から、高田さんからもお話があったり、沼田町もこのあとコンパクトのエコタウン構想をはじめ、診療所、また認定こども園という風な建設。それから新しい農産加工場が出来て、稼働が始まりましたけれども、それらの維持だとか、たくさん抱えております老朽化した町の公共施設問題。出来上がったものを維持するだけでも凄いお金が掛かるんでないかなという風なことが私も考えているというか、危惧される所でないかなと思いますし、この後、国保税の補正が出されますけれども、やっぱり人口が減るっていうことが町の運営っていうんですか、町を維持する為に大きく影響するんでないかなっていうことは、これは誰が考えても明白なのでないかなと思います。

まずあの、町長にはこの人口推計について、町長自身どのように受け止めているか伺いたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）これは私どもの町だけではなく、本当に全国的な傾向でございますので、これは私どもも今後の色々な計画に置きましても、この数字を、まあ一応総合計画では伸びる数値に設定しておりますが、現実問題としてはやっぱり今言ったことが最近、ここ1、2年。まあ2、3年ですかね。国はそういった危機感を出しておりますけれども、私どももやっぱりそういった危機感の中において、やはり今後の色々な財政、それから施設の問題、色々な町の財政だって収入が減る訳ですから、果たして今の予算規模がいつまで維持できるかっていうのは問題だと思います。

ですから、そういう意味では今年の第1回定例会でもありましたけれども、色々な事業の見直しもしなければいけないし、施設整備の統廃合もしなければいけないですし、ある程度やっぱりそういう風な意味で、将来にわたって負担の少なくなるような社会を作っていかなければいけないだろうというのには考えております。

でも、住んでいる人はいる訳ですから、住む人のために必要な施設は作っていかなければいけないっていう問題もありますので、それをどうバランスを取っていくかっていうのは、今後の中で考えていかなければいけないということで、私もその人口を、推計を見据えつつ、この人口対策についてもやはり少しでも減少率を遅くするとか、それから維持をするとか、そういった施策はこれは私ども行政だけではなくて、農協なり色々な機関も通して考えていかないと、町民皆さん挙げていかなければいけない問題かなという風には認識しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）ありがとうございます。今程、町長からはやっぱりこの人口減少の事を踏まえての、事業の見直しっていうんですかね。そんなことも考えざるを得ない時が来るんでないか。またその施設の関係だとか、今いる人がたへの施策とのバランスの関係だとか、そういうことで考える必要もあるんでないかという事で、全く私も同感です。

そこでね、人口そのものが減少するっていうのはまあ国も騒いでいるみたいに、出生率の問題だとか、婚姻が遅くなって生まれる数がどんどん減っていくだとか、色々な影響があるんでないかなとは思いますが、まああの沼田町も先程も町長からお話されたみたいに、全くその減少に対する施策を何もしなかった訳ではありませんし、色々やっているのではないかなと思いますけれども、人口そのものを増やす施策っていうんですかね、町外に流出することを食い止める施策っていうんですかね。町村によって、やっぱり色々な取り組みが、まあ他の町村はやっているところもたくさんあると思うんですよ。

全く周りの町村と同じようなことをやっていたんでは、これは全然、このままの状態が続くだけで変化に何もならないんでないかなという風に思うんですよ。以前、これはまあ以前ということで、沼田町も人口4,000人を切った時に、この人口4,000人を復活するための施策というんですかね。復活を目指したこともありましたし、また、その後も津川副議長あたりは再三にわたって、この人口減少についての質問をこの定例会等でしているのはご案内のとおりでないかなという風に思います。

ここで、きっと町長もこの話が出てくるんじゃないかっていうのは予想はしているんじゃないかと思えますけれども、先日来あの、新聞等にも載りましたけれども、お隣の秩父別町がこの30年の同じ推計の中では沼田町よりも大きい減少率、48.4%っていう数字を出していたにもかかわらず、昨年度、平成25年度は空知管内唯一の転入超過町村ということで挙げられています。私もそんなに秩父別の施策っていうのは、まあお隣の町ですので余り言ってもあれかなと思うんですけども、特別抜けているとは思ってはいなかったんですけどもね。でも何かそういう、じゃあ秩父別の人にどうなのがあったんだと聞いたら、やっぱり大きなところは1円宅地だとか、お試し住宅だとか、まあ高校生までの医療費無料っていうのは似たり寄ったりかなと思えますけれども、中学生以下の子どもがいる家庭の水道代の無料だとか、意外と老人世帯の水道代の助成だとか、出産祝金なんて昔沼田でもやっていたぞなと思いつつながら、考えたりもさせられているんですよ。

それで、そんなところでどれも特別大きなお金を掛けている訳ではないんですけども、何となく今秩父別は人口が増えているんだということでこれは何かあるんじゃないかなと私は思うんですよ。

そこでね。改めて町長に聞きたいのは、同じような政策ではないかなと思いますけれども、町としてこの人口減少にどんなことで最近は取り組んできているのか、改めて聞いてみたい。それとまあ秩父別だけでなく、北竜だとか雨竜だとか深川市との比較でも結構ですけれども、沼田町はこんなところが飛びぬけているんだよというようなことを、そういうような政策を町長の口から直接お聞きしたいなと思うので、宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）確かに私どもが多分遅れているのは住宅の問題が一番大きいと思います。ここ10年以上も公営住宅は建てておりませんし、民間頼みの政策でございました。これがまず一番最近、他の町と違って顕著なのはそこだと思います。これがもっとやっぱり早く色んな住宅計画を作るなりして、今現在古い住宅しかないの、まあ昨年公営住宅の長寿命化計画の建替計画をやっと立てた状況です。去年。ですから、これはやっぱりその辺で、今までどうしてそこをとり組めなかったのかっていうのは私どもも反省しなければいけないなという風に思っております。

まあそんなこともありますけれども、私どもは本当に今、まあ例えば子育てにしますと、中学校の医療費の問題とか、子育てに関する保育料の軽減策のその段階的なあれも私が入ってから変えました。それでその軽減も図りました。それから高校生の応援手当とか、それから定住住宅の奨励とか、多分他の町よりは優れていると思います。ただやっぱりそれが上手く町外に発信されていないのかなっていう、私も反省はしております。まああからさまに他の町はなんぼでうちはなんぼっていう宣伝はしていませんでしたので。それで、町外に向けて移住定住の色んなものについてもなかなかしなかったのも確かだと思います。そんなこともやって、なかなか防ぎきれていないのかなっていう気がしています。ですから、その辺はやっぱり今私どもが取り組んでいる、去年から重点施策としているやつの今、元気な高齢者づくりとか、子育て満足度日本一とか、地域産業づくりとか、大きなプロジェクトを今進めております。2年目でございます。それで、これに今、農村型コンパクトエコタウンっていうか、安心して福祉とか医療とか介護を含めてきちんと安心できる町を作ることがまず先決ではないかなと思っております。そうすることによって、将来的にわたって本当に沼田で安心して暮らせる環境をきちんと作ることを早めに私ども町外にアピールできればなと思います。そうすることによって、多少沼田の方が優勢が出てくるんでないかなっていう気がしておりますので、その辺の事業の加速化も必要かなと考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）ありがとうございます。子育て問題だとか、保育料の軽減ですね。それだとか安心なまちづくりをこれからもやっていきたい。そういう

ことで、住宅問題は先日も議会の方からも話も出ていますので、大事な事なんではないだろうかと私も考えてございます。前回の私の一般質問で政策のスリム化が必要だよって、そんなことを唱えていながら、今度はその新たな政策を打ってっていうのも、そんな訳では私は決してありません。隣の町の真似をすればいいっていう訳ではないと思っていますし、少なくとも沼田町は今までも色んなことをやってきたんでないかなと思いますし、町長が変わってからも色々な事をやっていると思います。ただ、町長も仰っていたようにちょっとコマーシャルが足りないんじゃないかなって。何ていうんですかね、沼田の住民には色々な事で話もされているかもしれませんが、町外またはその周りに向けての沼田町はこういうことをやっているんだっていう取り組みが本当に大きく広がっているかなって考えた時には、ちょっとPR不足なんでないかなって。むしろ本当に、隣の町村はこんなことをやっているけれども「うちはここまでやっているよ」ぐらいのはっきりした差を付けるぐらいのことでない。まあ首長がなかなかやりづらいかもしれませんが、そうでないと人口を増やすなんてことはなかなか考えられないんでないかなという風に私は思いますね。

まあこれは仮にの話ですけれども、同じ政策を例えば隣の町の秩父別と張り合っただろうとしても、沼田はやっぱり雪が秩父別よりも多いですし、山がいっぱいありますので山間地帯だっていうことで、まあその分交付税も多いんだって、この前勉強させてもらいましたけれども。

新たな町民を呼び込むことに考えては負の点になるんでないかなという風に思います。

まあ商工発展っていう風なことで沼田町も一生懸命コンパクトタウン構想も含めてやろうとしていますけれども、僕自身は国道が町の中を走っているながら、道の駅の無い町ってそんなに無いんじゃないかなと思っているぐらいで、もっとその商業施設っていうのは活気づいてくるべきではないかなという風に私はそういう風に思っています。

先日の監査の時の質問の中にもちょっとさせてもらったんですけれども、この人口減少問題っていうのは将来の町村問題。しいてはその、今高橋知事が唱えてます道州制だとか、この後の町村合併だとか、そんな話などにも結び付くような内容のことですので、ぜひその沼田町は人口これ以上減らさないぞっていうことで、頑張ってもらいたいなって、私は思うんですよ。

それで、そんなところで、これで3回目の質問になる訳ですけれども、やっぱりPRも大事ですけれども、人口を今食い止めている町村、または増えている町村もやっぱりあるんですよね。十勝の方かなんか行ったら結構そういう町村もある。そういう町村の調査研究も町としてはまだまだやる必要はあると思うし、この人口増

加を目指すことも、まあ確かに先程町長は今住んでいる人がたの事も大事に考えていたということでしたけれども、やっぱり人口を増やすことも十分これから考えないと町の存続っていうのがなかなか難しいことになるんだと思うんですよね。せっかく新しい小学校が出来たんですけれども、その小学校が何年もしないうちに複式になるような、そういうようなことだけは是非避けたいなって思うんですよ。

本当に3回目の最後の質問になりますけれども、先程町長は住宅政策にちょっとこれから力を入れたいんだということでしたけれども、もう一度その気持ちをお聞かせ願って、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も議員と同じ、同感ですので、今まで過去本当にできていなかったことを着実に準備を進めております。それが遅いかと言えば、私も就任4年目でございますから。まあそこまでは一気にはいきませんでしたけれども、そういう風な形で住宅、それから学校を建てました。それで、先程高田議員から質問があった認定こども園も今やろうとしています。でも、認定こども園も秩父別の方が早かったですし、妹背牛も今やっております。そういう機会が、やっぱり今までできなかったもの。本当はもっと早くできていたはずなんです。ところがそれまで過去取り組めなかった。さっき、高田議員に遅いって言われていましたけれども。これを今加速度的にやって、その子育て環境。認定子ども園が出来れば0歳から5歳まで入れる訳ですから、その後あの学校で。そういった形で教育委員会ともよく話していますけれども、例えば教育をするんだったら沼田で本当に安心してできるっていう。これは一つの大きなアピールになるかと思います。

まあそんなことも含めて、今後子育て政策も見直した中でやって、あと住宅も、また子育て住宅もこの間お話しましたけれども、子育て用とした住宅も今、町にはございません。最近メゾネットタイプって1階と2階を使った住宅も最近出ております。それらについても私も今、民間も含めて何とか来年度へ向けて、出来れば今年度にももしできるものだったら、あとで追加で事業を実施したいという風な形で今考えておりますのでご協力いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい。以上で、渡辺議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を5分致します。

14時19分 休憩

14時27分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。2番、上野議員。夜高あんどん祭りについて質問してください。

○2番（上野敏夫議員）2番、上野敏夫です。どうぞ宜しくお願い致します。私の

方からは夜高あんどん祭りっていうことで質問させていただきますけれども、夜高あんどんってというのは商工会が事務局で、ましてや今年から役場から事務局が商工会に移ったということで、実行委員会が中心となって町のお祭りをやるということで、そこはあまり触れたくもありませんし、お任せしておりますので、私からは今年の夜高あんどんにおかれまして、観光客が結構何万人っていうか、相当来られて、その方々が、車で来られた方が駐車場に困っていて、それで町の中をグルグル回って、時には交通指導員に尋ねたりして、色々こう車を止めるのに困っているっていう話が何回か聞いておりますので、本当に観光客が沼田に初めて来られる方もおると思います。その方が、本当に沼田の地域的な、地理的な事も分からないので、事故もなく楽しんで夜高あんどんを観光して沼田町をPRと同時に沼田に色んなことで応援していただけたらと思いますので、そこであの、車の駐車場についてお聞きしたいと思います。沼田町の駐車場については、元の中学校グラウンドだとか、その他大きな町の施設は使っているんですけども、分かりづらいというか、迷うっていうことを聞いておりますので、出来たら観光客が、大きな例えば五カ山の広場なり、農村公園でもいいですけども、どこかに大きな駐車スペースを設けて、そこに各シャトルバスを入れるとか、また更に今までも町民で行っております、自分の民地を使って観光客が困っている方を呼んで「うちに泊めてください。」って。その代わり帰る時はお礼も何も言わなくていいですからうちの前を使ってくださいってやっている町民がいるって私も聞いておりますので、出来たら沼田町のなるべく観光、あんどん祭りの近い所に停めたいっていう気持ちがあると思いますので、民地、まあ解体も町の中は進んでおりますし、色んな民地。例で言いますと、保育園のそばの解体した民地だとか、それとか病院の南側が空地になっています。更に、一番大きいと思うのが、JA北いぶきの沼田の倉庫。この倉庫を昨年まではロープを張って、こんないい所なのにどうして貸さないのかなというそういう場所も見受けられますので、是非今年は120年ということもありますので、沼田に来て楽しい思いをして、駐車場で迷ったり駐車場を探すのに苦労しないような方法を考えたらいいんでないかなと思うんですけども、町長何か駐車場についてお考えがあればお聞かせください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まああんどん祭りは実行委員会。それから観光協会で行っておりますので、直接的には私も行政のあれではありませんけれども。今当然町としても関係ない訳ではございませんので、今後の確保に向けて観光協会、それから実行委員会とも連携を取りながら、今の民地の話とか農協の話。それは農協さんも農協さんで多分事情があって、貸していただけないのかと思いますけれども、その辺をチェックして駐車場の確保には取り組んでいただきたいと思いますという思いでございます。

ます。

そのシャトルバスの件もありましたけれども、多分それは平成13年にやった事業でございまして、私が当時担当していたので良く分かるんですけども、本当に利用者は居なかった。だからやっぱり町に入ってきたっていう皆さんの希望があるので、シャトルバスは多分有効的ではないかなという風に思います。まあその代わりとして今話のあった民地、それから色んなことも含めて確保するようなお話をさせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）上野議員。

○2番（上野敏夫議員）2回目で、もう一回質問させていただきますけれども、町民の民地っていうことで、沼田町にはちょっと難しい問題はあるかもしれないですけども、お祭りの時だけに、有料駐車場。まあ1回いくらっていう感じでね。まあそういう応援というか民地を使う場合については有料にして、大きな駐車場の看板を掲げる。そのことによって観光客が多少お金を払っても安心して車を預けられるような場所を設置するのも一つの案でないかなと思うんですけども、それで回答はいいです。お願いします。

○議長（杉本邦雄議長）意見で宜しいですか。

○2番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）以上で上野議員の質問を終わります。次に7番、絵内議員。学校給食における食物アレルギー対応について質問してください。

○7番（絵内勝己議員）議長。7番絵内です。私の方から学校給食における食物アレルギー対応についてお伺い致したいと思います。通告書には町長と教育長の名前を書かさせていただいております。始めに、教育長の方から何回かお聞きさせていただきたいと思います。そして、最後に町長のご意見をお伺いいたしたいと思います。

学校給食組合。まああの1市4町でそれぞれ今、取り組んで学校給食の施設も工事の発注になり、来年4月からそれぞれ取り組むように進んでいるところであります。そんな中、私たち沼田町だけで取り組むではありませんので、1市4町でみんな協賛し、そして取り組まなくてはいけない問題なだけに、ここでどうこうっていうのは非常に難しい面があると思いますけれども、今その給食関係については今検討中って言えばそれで終わりの訳ですけども、ただ私としては、沼田としての取り組む姿勢について町長なり教育長なりの、その辺が考えも持っておいて取り組んでいただきたい。その願いであります。

学校給食についてはそれぞれ、全児童が同じものを食べて、同じように生活していけるのが1番な訳でありますけれども、今日、今の時代、こういう時代になっただけに日本全国的に食物アレルギーの対応について非常に関心も高く、非常に増加

の一途を辿ってございます。そういったことに対しまして、学校教育の中において非常に重要課題の一つとして挙げられているところでもあります。そういった意味におきまして、私はやはりどうしても学校給食のアレルギー対策については、それぞれの考えを持って取り組むべきだと、そんな風に考える訳でありますけれども、私も今学校給食組合の議員の一人として、深川の方に行かさせていただいておりますけれども、機会がある毎にはお話をさせていただいておりますけれども、まだまだ私たちの学校給食の議員の皆様方にもまだまだ浸透されていない部分が多々あるのかな。そんな感じがしております。そんな中、やはりこれから運営について協議されるわけでありまして、そういった中において、町長なり教育長さんは、それぞれ私たち以上に何回も検討していかなくてはいけない部分が、また検討されるわけですが、そういった中において、やはり沼田町の町長なり教育長さんがそれぞれ先程申し上げましたように、そのアレルギーに対しての考えっていうものをやはりある程度持つておいていただきたいものだ。そんな風に考えるところであります。

私たちの今やろうとしている1市4町の児童の中にアレルギーのそういった体質をもっておられる方が、約193人と言いましたが、約200人近くの方々がおられるという風に聞いてございます。またあの、こういったアレルギー問題については個人のプライバシーの関係もございまして、非常に触りづらく難しい部分があるのは事実でございます。

そんな中、学校側からそれぞれどんな風にお伺いしているのかはあれなんですけれども、お母さん方だけにお聞きいたしますと「自分の子はアレルギーに罹っているよ」という風に思って学校に〜〜〜されている場合もあるという風に聞いております。ただやはり、基本的にはやはりこういったアレルギーについては、少なくとも病院の先生の診断書を持って、そういった風にしてやっていかなくてはならないという風に考えるところであります。そうでないとやはり、お母さん方が勘違いして「うちの子はアレルギーだよ」ということで、それぞれ学校に言われてきている面もあるかのように聞いてございます。そういったことを考えた時に、やはりガイドラインっていうか基本的なものを持ちながら、こういったものに取り組んでいくように、これから話し合いの場の中で町長なり教育長さんはそれぞれまた訴えて、言っていただきたいもの。是非何とかそんな施設を、今新しくする施設なだけに、やろうと思ったら出来るんですけれども、なんせかんせお金の掛かる事であります。こういったことに取り組むって言うことになると、栄養士さんも一人別に要るっていう風に聞いておりますし、またそれぞれそれに取り組む調理する人がたもいるという風に聞いてございますので、まあ予算が、まあ色々お金が掛かるのは事実でありますけれども、子どものことを考えた時に、まあお金は行政を運営していく上で

一番大事でありますけれども、それ以上に親御さんであり児童の子どもさんが一番大変な思いをしている訳であります。私たち田舎ったら大変失礼なんですけれども、1市4町の中でアレルギーがあるために修学旅行に行かなかったよってというのはあまり聞きませんけれども、大都会では何かアレルギーの為に修学旅行にも行かなかったというのもそんな風に例として聞いてございます。そういったことを色々考えた時にやはりそういった取り組みに対しての姿勢について、教育長、今の状況ってというのは非常に難しい面はある訳ですけれども、何とかして今回の1市4町の取り組むべく、そういった学校給食の中にアレルギー食に対しての取り組むべき方法に進んでいただきたいと思います。そういったことを考えまして、教育長、どんな風なお考えを持っていらっしゃるでしょうかお伺いいたしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方ってというのは、今絵内議員さんも仰られましたように、アレルギーを持つ児童生徒であっても他の子ども達と給食を楽しむことが出来るように、そうしてあげることが非常に大事だということございまして、我々としてもこれからできる新しい施設においては、その考え方に沿って適切な対応を取っていくべきだと考えております。

特に、去年ですね、国が実施した食物アレルギーに関しての実態調査っていうのがありまして、結果お聞きになられているかと思っておりますけれども、食物アレルギーを抱える子ども達の児童生徒の割合、率ですね、今全国平均4.5%ということのようです。これが前回、平成16年に調査した数字で行きますと2.6%。この約10年程の間に倍近くに増加しているということでもございます。

それだけに、アレルギー対策への期待というものは、子ども達や保護者の間にも今後ますます膨らんでいくんだろうなという風に私どもも認識をしている訳であります。

そんな中で、今新しくできた北空知圏学校給食組合、この中ではですね、まだあのアレルギーに対しての取組については、具体的な内容、どうしていかうかというそういう議論はまだ特にされていません。その体制づくりにはこれからしばらくちよっと慎重に考えていかなければいけない部分もある訳でありますので、若干時間も掛かるかもしれませんが、学校や保護者などの意見もこれから聴きながら、取り急ぎこの対応に向けての具体的方策を議論していくべきだろうという風に、私は考えております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）アレルギーについては、それぞれ1から10まで全員が同じレベルでないという風にも聞いております。何て表現したらいいのか、酷い人か

らそうでない人まで色々あるようであります。そういったことを考えた時に、やはり、医師の診断書が無いと駄目だなという風には自分は考えております。それと併せてやはり、医師の診断書は当然必要でありますし、そしてまたやはり皆でそれを何とかしようというものを持っていないと私は駄目だと思うのであります。もちろん、担当する先生方についても、それぞれ大変ご苦労いただいているのかなと思いますけれども、まあそういったことに対しての、勉強会というか研修なんかも今まで以上にやってもらいたいし、そしてまたそれぞれを対応するにあたって、病院の先生方、栄養士さんとか、消防の皆さん方。それぞれが一つのものに向かって取り組んでいくべきだという風に考えております。

ただ、これはあくまでも来年行おうとしている、学校給食に対しての事でありますので、今は直接沼田どうこうではないんでありますけれども、今の内からやはりそんなことについての考えというか、そんなものを持つべきだという風に考える訳であります。

どっちに致しましても、お互いが認識不足では困る訳でありますので、そうでないと学校の先生方も大変な面もあります。先程申し上げましたように、生徒さんも大変なご苦労をされているのが現実であります。

そんなことを踏まえまして、やはりあらゆる面においてのそんな一つの部分というのか、それが出来ないと駄目だという風に考えるのであります。

今回の施設については、それぞれ調理室も別のところも実際には確保、計画になっておりますし、あとは栄養士さんやらそういった一つの働く方ですね。従業員の人も1名なにかし増えないとできないというようなそんな話でありますけれども、本来であれば道教委の方で対応いただかなくてはいけないのかと思いますけれども、なかなか道教委の方もなかなか縦に頭を振ってくれないような状況下のように聞いております。どっちに対しましても、お金も大事ですけれども、子どもの事を第一に考える教育であって願いたいってそんな願いでいっぱいあります。その辺色々な部分は、取り組む方法としてありますけれども、教育長、そういった面においてももっともっとそういったことに対しても取り組むべきだと思いますけれども、その辺に対してのご見解をお伺い致したいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）食物アレルギーを持つ児童、生徒への対応については、ガイドラインというのが国で示されておまして、これは平成20年、文科省監修の下で設けられたものであります。しかしながら、これが平成24年の12月に東京の調布市で、子どものアレルギーによる死亡事故が発生し、またその後、その事故後にそういった実態を踏まえて国が全国に調査をした。その結果からも、このガイドラインが非常にこう十分に現場に徹底されていない実態が浮かび上がってきた

という風に聞いております。

こうした実態を受けて、国の方では昨年5月に検討会議をまた新たに立ち上げまして、色々と有識者などの方から色々理解もいただきながら、今年の春に更に充実あるいは改善に向けた具体的方策が示されたところであります。それで、中身的にはその新しい指導内容と言いますか、要は徹底しろということなんですが、今まで出来たガイドラインをもっともっと周知徹底を図れということですか、あるいは教職員に対する研修の充実ですか、あるいは調理から配膳に至るまでの各段階におけるチェック体制を、もっと厳しくしっかりとやれ、あるいは学校での危機管理マニュアルですね。それと、医療機関、消防機関との連携をもっと密にしろ。こんなようなことが色々挙げられておまして、国としても、今までのアレルギー対応の不十分さというものを認識したということで、対応策を強く打ち出してきたという風に私どもは受け止めているところであります。

今後、このガイドラインの徹底を中心としたきめ細かな対応をですね、私ども、新しい施設もそうですし、沼田にある施設でもしっかりとやっていかなければいけないという風に思っている訳であります。これは、学校給食ばかりではなくて、例えば子どもがお弁当を持ってきたと、隣の子どもの何かあんたのおかずおいしそうだからって言って、食べてそれがアレルギーショックを起こす場合もある訳です。だから、学校としての認識、危機管理というものをしっかりと持っていかなければならんということ、この辺り学校の方にもまた指導徹底していきたいなという風に思っているところであります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）最後に、町長にお伺いしたいと思います。今、先程来、私の方からも申し上げましたように、道教委の方もそれぞれお金が無いものですからなかなか、縦に首を振らないのが状況でありますけれども、もしそれをやろうとした時に、道教委の方で間に合わない状況の時に、どうなんでしょう。例えば1市4町でお金を出し合いながらでも、栄養士さんだとか、職員を1人雇用してつないでいくぐらいのそんな腹構えはお持ちではないでしょうか。町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長（金平嘉則町長）今どうやって運営するかっていうのは論議していますので、その中で他の町も含めて合意を得る必要がありますので、その辺の現状を私どもも注意深く見て、必要であれば今言ったように措置、今、栄養士の増員についても、道教委にお願いしているみたいでございましてそれらも含めて、必要であれば各町の理解の下にそういった運営体制は必要かなと思っていますし、それに伴う経費の出現も検討しなければいけないなと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）以上で絵内議員の質問を終わります。次に4番、久保議員。

コンパクトタウンをインパクトタウンにするために、道の駅は？ということで質問してください。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。コンパクトタウンをインパクトタウンにするために、道の駅は？という質問をさせていただきます。

沼田町のコンパクトタウン構想が、5月29日の政府に地域活性化モデル事業に選定されて、これでいよいよ町長達のご苦勞が実ったということに、敬意とお喜びをまずは申し上げたいと思います。これで、3年余りの町長の今までの色々な事が結び合って、有機的に全体像が見えてくるんじゃないかなと思ひまして、私も微力ながら応援をさせていただきたいと思っております。旧中学校の跡地に関しての質問も、過去この場でさせていただきましたし、色々な面で気持ちに通じる部分もあると思いますので、その面で側面から質問を兼ねた提案もさせていただきたいと思ひます。このコンパクトエコタウン構想というのは、国が目指しているものでももちろん他の町へのモデルになります。ということは、今回ヒアリング審査で通ったということに、非常に国側にとっても意義があることだと思います。ただ、その中の沼田の構想が健康をテーマにしている、今住んでいる町民が幸福になるという視点が中心ですので、そこの部分に集中しすぎる余りに、国側のモデルとの整合性が少し誤差がある部分があるんじゃないかなというのが、今回の私の質問の趣旨です。

それはどんな部分かと言いますと、人口像、交流、定住あるいは定着の要素が今回のヒアリング審査その他の資料を見させていただいた中では少ないのではないかと。もとより、町民への説明会でも、病院ないし診療所に対しての説明は非常に懇切丁寧に割かれてはいますが、このコンパクトエコタウンが町民以外のところに対してのアピール性が弱い。つまりこの政策によって町民の人口が増える。または町民がこの町に住んでいたいという、意識のメッセージ性が弱いのではないのかという所を危惧しております。是非、町長、担当者の方は地域の資源を発掘して、小さいけれど産業が起きて、外部からお金を持ってくるという発想をこの構想に入れていただきたいと期待するところです。

今回の政府へのヒアリングを読まさせていただきましたら、その中には例えば共同店舗、交流センターということが書かれておりました。ただ、その共同店舗というの、買い物難民を対象とする町民対象ではありますし、交流センターについても町民のたまり場だということなので、やはり先程申し上げたように町外へのメッセージ色が弱いのではないかと、このコンパクトタウンが出来上がった共同店舗にわざわざ深川、留萌、秩父別の方が肉や魚を買いにくるかということ、いかがなものかということもありますし、交流センターに他の町の方がここに来て、お茶を飲もうかという所の視点もちょっと弱い。もちろん町民の為ということも大事ですが、

そのところを今回質問させていただこうと思います。そこで、今回計画されている予定地が国道に隣接しているという好条件を、是非利用して、道の駅を併せて設計するのはいかがでしょうかというのが、提案でございます。沼田町は夜高あんどん祭り、ほたる祭り、雪夏祭、さらには化石やほろしん温泉ほたる館などの多くの観光資源がありますが、年間の観光客数は近隣の秩父別や北竜町、雨竜町に負けております。2012年のデータなんですが、沼田町の年間の観光客は25万人。雨竜町は26万人。秩父別町は46万人。それで対前年比と比較しますと、沼田町は96%、雨竜町は101%、秩父別町は101.1%と拝見しております。ということは、沼田町より小さい町という恐縮ですが、秩父別や雨竜町の方が観光客の数が多くて、しかも上昇していると。沼田町は減少していると。ともすると、我々は夜高あんどん祭りとか雪夏祭に集中して考えてしまうので、北空知の中で沼田町は観光大国だという印象を私自身も持っておりましたし、町民も多く、役場の職員も持っておられたようですが、こういった数字を見ると愕然とするところがあります。そこで、1年間365日の内の2日間だけである夜高あんどん祭りを製作期間の5月から8月までの制作中に公開する夜高制作道の駅というのを作れば3か月になりますので、観光日数が2日間から一気に45倍の90日間になりますので、これは単なる宣伝効果のみならず、町民の夜高あんどんの制作意欲や、お互いの技術の伝承や情報の交換、匠の技術の検証。更には沼田町外の人があんどんを作り来たいとか担ぎたいという期待もできると思います。

今回提示した資料に、お手元にあるかもしれませんけれども、イメージ図を書かさせていただきました。傍聴の方も持っていれば見ていただきたいんですが、中学校のグラウンドを背中にして、夜高あんどんの各あんどん連、商工会のあんどん連、自衛隊のあんどん連、農協のあんどん連、役場のあんどん連、学校のあんどん連を並べて、その手前にガラス張りにして見学通路を作って、手前には駐車場があると。そして、この管理を念願であった化石工房をすることによって、あんどんを作る方々は他のお仕事も持たれているので、限られた時間ですけれども、化石工房で働く方は、この勤務時間内で管理を兼ねてここで制作の活動をしていただくと、それで管理もしていただくと。もちろんトイレその他、道の駅に関する要件も兼ねて作っていただきたいと。それで、これらの制作、設計がもしこの本構想に入れば、コンパクトがインパクトになるのではないかと。それが、私の考えでございます。

是非、町長、このような事に関してのご意見を頂戴したいなと考えています。それで、現在考えられているコンパクトエコタウン構想における、町長の外貨獲得、移住定住促進、情報発信の理念、その具体化の構想は何でございましょうか。また、その手法と実現までのスケジュールに対して、町長のお考えを聞かせてください。あと、町民が外貨獲得、住民移住定住促進、情報発信を求めている声をどのよ

うに掴み、効果的に取り組まれるのか、また、道の駅に対する町長のお考えを併せて伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）たくさんあってあれですけども、漏れたら教えていただければと思いますけれども、今あの先程渡邊議員の質問にお答えしましたけれども、今回のこの構想につきましては、ただ施設を作るのではなくて、やっぱり総合的な、これからの町の起爆剤にしたいと私も常々思っておりまして、議員が仰るように、そのコンパクトがインパクトをあてるというそういった素晴らしい発想には、敬意を表したいと思います。なおかつ、久保議員さんは私どもでやっているワークショップでも、その度毎に来ていらっしゃるので、多分雰囲気的な事は分かると思いますけれども、是非今後もそういった懇談会を行いますので、仰ったことも含めて発表していただければと思っています。

この計画を進める前段として、また話が長くなるって言われますけれども、今までの経過を整理しますと、これは去年の6月に医療、福祉の体制を考えようっていうことで、私どもが提案させていただきました。それで、こういう形で、町民に住民懇談会で病院の無床化に伴う色んな施策を発表させていただいて、中学校跡地に医療の福祉のイメージを示してご理解いただいたっていうのは、多分ご理解いただいていると思います。その後、昨年9月にこのイメージをもうちょっと具体的にインパクトのある、これは関係省庁とか、私どもの単費で出来る訳でございませぬので、色んな構想を持って北海道とか関係省庁とか色んな所にPRと協力の要請にお伺いしました。それで、その中でやはり具体的にこれは提示してませんでしたけれども、この構想の実現にあたって、単なる住民の為の医療福祉の充実に留まらず、まちづくりにおける色々な波及効果を狙って、今回の取組を町外にアピールすることによって今議員が仰ったような交流人口の増加とか、移住定住策になるという形も私も当初から考えておりまして、まあその一つとして、今議員が仰った国道に面するメリットを生かして、道の駅も想定して今考えておりまして、留萌に健康の駅っていうのがございませぬし、最近注目されているのは砂川市も取り組んでいますけれども、まちの駅っていうのもございませぬ。これらが今全国で色々な取り組みがなされて、やはりその全体のエリアをそういう形で読んで内外的にPR、宣伝をして、人を呼びこんで、そして移住定住に繋ぐという形で、今私どもも去年からこれらの資料なり、調査などに色々、今までも務めております。まあそういう形で、先程こんな考え方はないという風に仰ってましたけれども、私ももちろん色々な中の整備にあたって、町民の中からも色々な形で交流を増やしたいとか色々話もございませぬので、やはりこういったことで、整備することによって何とか沼田に来ていただいて、施設を利用することによって外貨の獲得とか移住定住、それから情報発

信はある程度可能かなという風に思っているところでございます。

この構想につきましては、今地域活性化のモデルケースに選ばれました。ですから、それなりの、どうやってモデルとして今後更に中を充実させていくかっていうのは、今後また各省庁とのコンサルティングが来月予定されておりますので、その中においてもまた検討していったって、より効果的なプロジェクトにしていきたいという考え方でおります。

これはやっぱり町民と共に進めていきたいという風に思っておりますので、色々な意見を今、何回かの意見の徴収とか、それからワークショップとか、今集めている勉強会もでございます。これらのある程度何回かでまとめて、是非町民の皆さんにも提示する中で色々なご意見を伺って合意形成を図っていきたいという風に考えているところでございます。

それで、手法と実現までのスケジュールについてですけれども、今、まさにその内閣府の全国133地域の中から、33選ばれました。これは本当に全国的に注目されると思います。ですから、久保議員が危惧されていましたが、私どもはそういう形でこれを内外に発信する良い宣伝効果であり、私どもの町が他の町に広がる良いチャンスかなと思っています。まあそういうことで、そのコンサルティングが実施された後、私もその来月のコンサルティングが来ないと具体的な事が分かりませんので、その状況も皆さんに情報を提供する中で、是非住民と共に色々な意見を聴きながら、今回の構想の実現の為に特に配慮している点は、住民と一緒に考えていくと、行政主導ではないっていう点も大きく評価されておりますので、この点も含めてこれからいろいろな論議をして、ある程度具体的にまとめて、もうちょっと皆さんに分かりやすい形で論議が出来るし、具体的な基本計画の着手に入りたいという風に考えているところでございます。

それと最後、議員から夜高制作道の駅とか化石工房の話がございました。私どもとしては、医療福祉、それから住宅の整備の問題を、まあ財源的な問題もございいますから、全部今議員が仰ったことを含めてやると、相当なことになってしまいますので、それらについても十分今後その辺を検討しなければいけないと思いますけれども、優先的には今住民に示した医療福祉、それから住宅の問題、これらを優先的に着手していきたいという風に考えておまして、議員が仰ったことについて全体の中にどこかにもし組み入れることができるんだったら、組み入れることも可能かと思っておりますけれども、私どもとしては先程言った医療福祉、それから住宅等のところに予算を重点的に配分っていうか考えていきたいなという風に考えてございます。否定するものではございません。

ですから、道の駅は今言ったように健康の駅とか色々とインパクトのある政策をやっていますので、全体を作ってこれを沼田の道の駅というのは別に問題は無いと

思います。ただ、そこに駐車場だけは国がやっていただけますので、その辺でやれば、駐車場を作ればさっきのあんどんの駐車場にもなりますし、人が寄ることにもなると思いますので、そういう形でどうやったら上手くこの事業が展開できるかっていうのが来月のコンサルティングの中に入ってきますので、それらを我々も含めて道の駅がいいのか、さっきいった健康の駅がいいのか、また全く別の発想のものをやるのいいのか、これは今後ちょっとやっぱり検討させていただきたいと思います。でも、評価はしています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）ありがとうございます。先般の説明でも、今回のヒアリング審査では行政主導では無くて、町民の意見を聴いているっていうところが国が評価されているっていうことを町長に重ねて申しただきましたけれども、全くその通りだと思いますので、私の只今申し上げたことも7月のコンサルティングに、こんな町民も居るんだよということで1文入れていただければと思います。

さてその道の駅に関しての考え方で、私も先般この質問通告をするに当たりまして、政策推進室の吉田室長、また担当の春山さん、いわゆるダブルけんちゃんとお話をさせていただきました。その中で、やっぱり健康に関する道の駅の思考が行政の方ではあるんじゃないかなっていうニュアンスが私も感じて、それをまた町長の発言でも確認させてもらったところです。

ただあの元々のスタートが、去年6月からの健康だからだよという町長の仰ることも確かに、町長のお考えの中では整合性はあるんですが、ただ、全体像としてのコンパクトタウンをインパクトにすること、あと、広域で国のお金を使わせていただくこと、それで沼田町の国道の面したところにこの立地条件があるということと、その裏側には高規格道路がございまして、高規格道路は留萌と深川の間を無料でつないでいる高規格道路があると。これを上手にコンパクトエコタウンとつなげれば、深川留萌をつなぐ広域のところの商業圏、人口圏に対してのコンパクトエコタウン構想が活きるのではないかと、恐らく国はそれも一つ期待をされる方向だと思います。市町村合併に対して、国はちょっとじくじたる気持ちがあったかもしれないけれども、色んな形で一つの町が複数の町に関して関わっていくということに関しては、国は理解を求めてくれる、むしろ背中を押してくれることだと思います。

その時に、健康をテーマとした道の駅がいかがなものかと実は私は思うんですが、そこの道の駅に行ったら、例えば深川の人が血圧を測れるとか、その道の駅に行ったらインシュリンの注射を打てるとか、果たしてその道の駅がそれでお客さんが集まるのかなということが危惧しています。

道の駅というのは、道の駅が結論ではなくて、どんな道の駅を作るか、道の駅的なものがどういうものなのかっていう所が重要だっていうことは、町長はもう考え

ていらっしゃると思います。それで、道の駅的なものに我々が期待するものは、私が考えるのは3つあります。1つは集客、2つ目は観光、3つ目は沼田町ならではの独自性、この3つが担保されることによって道の駅的なもの、括弧書きの道の駅が目指しているものじゃないかと思います。それでも、この3つが満足できなかったら別にゆめつくるでもいいし、観光情報プラザでも宜しいと思います。それで、それに集客、観光、沼田町ならではの独自性を出す為には、ちょっと健康だけのテーマでは私はインパクト性が弱いと思います。それで、観光、集客、沼田町の独自性ということで、私は夜高あんどんの制作道の駅ということを提案させていただきました。もちろんそれが結論だとは思いませんけれども、吉住さんの5号倉庫のがらんだうのスペースを4つ、5つ並べてそこに化石工房を足す。それで、その建築コストがいくら掛かるのかということから逆算してみて、1回検討も吉田室長のところでしていただければありがたいなと思います。

それで、只今の私の健康の道の駅に対する、私の3つの疑義に対しての町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も集客、まあ観光というのも独自性も、それは理解できます。ですから、さっき言ったやつの本当に事業費が逆らうものですから、既存の今ある例えば夜高会館とか、色んな施設もありますから、町の色んな施設も使いながら、町の中を対流するというか動くようなことも必要だと思います。まあ1カ所に集めるのがいいかっていう問題もある。まあこれは今後の論議の中で考えていって、当面は例えば既存の施設を使うとか、今言ったことも必要かなという風に思いますので、これはまあ今後、論議の中の1つのテーマになるんじゃないかなと認識しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）1つあの、スケジュールに関してもうちょっと踏み込んで1点だけ簡単に聞きたいんですけども、先般頂戴した沼田町これから構想の概要版の18ページに10年プランというのがありまして、なるほどなあと思って拝見させていただきました。これによりますと、2017年に共同店舗、交流センターが竣工されると。それで、診療所はその前の2016年でも予定より1、2年遅れたなという印象は正直ございますが、只今道の駅構想をもし仮にされるのであれば、店舗交流センターの完成に町長は考えていらっしゃるのか、それとは全く別のスケジュールで考えていらっしゃるのか。それを最後に伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）具体的なスケジュールについては今申し上げることはできません。今それを検討中でございますので、時期にまた具体的な事を、もう少し全

体の事が明らかになってからお話させていただく機会を作っていただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で久保議員の質問を終わります。次に、1番津川議員。小中学生のスポーツ環境について質問してください。

○1番（津川均議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）津川です。教育長に、今回は小中学生のスポーツの環境についてお伺いをしたいという風に思いますが、別にスポーツだけではなくて、色々な文化系のクラブも、美術だとか書道だとか、俳句だとか川柳だとか演劇部だとか、まあ変わったところと言えば落語だとかって色々あるんですけども、今回はスポーツについてお伺いをしたいと思います。

先程、渡辺議員の方からも人口減少の歯止めがなかなか掛からないという質問内容がありましたけれども、まさにこのスポーツ関係についても、根本はやっぱりここだと思うんです。人口が、人口減少の歯止めが掛からない。当然その子どもの数も年々減っていくという状況。今小学生は130人ぐらいですか、それから中学生だともう80人は切っている。両方合わせたって200人ちょっとっていう。我々、私や町長が中学生の頃は、1学年だけで200数十人居たんですから、それから比べると、まあ本当に子どもの数が少なくてかわいそうだなと思うんですけども、もっと現実に子ども達は大変な思いをしているのではないかなというのは、小学校のスポーツ少年団の種目は女子がバレー、それから男子は野球、その2種目だけでもなかなか選手になってくれる、スポーツ少年団に入ってくれる子ども達が少ないという学校の先生のお話も聞きますし、もっと大変なのは中学校の部活、これが野球とバスケットと卓球と吹奏楽部と女子のバレー。このぐらいしかないんですかね。そんなもんか。これだけしかない。

この200人の子ども達の中には、まだまだ他のスポーツをやりたい子どもがやっぱりいると思うんですよ。サッカーもやりたいし、バドミントンもテニスも、柔道だとか空手だとか、陸上だとか。まだ弓道だとかフェンシングだとか、まあ乗馬はちょっと置いておいても。山程そうやってスポーツの種類がある内で、今この小学生、中学生っていうのはせいぜいこの4種目か5種目の中。まあスポーツクラブに入るとすればですね。これしかできないという本当にかわいそうな状況。場合によっては、将来オリンピックに出るような、そういった素質を持っている子がいるかもしれない。そういう可能性はある訳ですから、だから、子ども達にある程度自分達の好きな、やりたいスポーツをやらせてあげたい。こういう環境づくりをやったり教育に携わる立場として、惨めだなという風に、かわいそうだなという風に教育長は思っておられませんか。

そういった環境。現在のそういう状況を教育長としてどういう風に捉えているのか、考え方を伺いたいのと、まあその下の方にどうしても限られた部活しかできない。だけど、どうしても自分は別のスポーツをやりたいっていう子たちは、どこか深川か、旭川まで行っているかどうかは分かりませんが、塾みたいな感じにして、他のそういうスポーツクラブに入っている例があれば、教えてほしいと思うんですけど、まずこの点について伺います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）仰るとおりでございます、子どもの数が減少してきて、スポ少や中学校の部活なんかも非常に厳しい状況になってきているのが実態であります。

今あるクラブ、スポーツ少年団、それから中学校の部活。津川議員さん仰られた本当にそれだけしかない訳でありまして、ただこれは沼田ばかりではなくて、この北空知管内、深川もひっくるめて大体似たような状況なんですね。大体4つ、ないし5つ。まあたまたま一已にソフトテニスとバトミントンの一已中学校に部があるということで、あとはもう皆どこも同じです。

本当にそういう厳しい状況の中で、中学校の部活については、沼田の場合もそうなんですけど、過去において3年生が卒業した後、残った子ども達だけで単独のチームを作れないことがありました。その場合、よその中学校のチームと一緒にあって、合同チームを作って一時しのいだということもあります。まあそのスタイルっていうのは、今現在もこの北空知管内あちこちにありまして、今後そういった形っていうのはこれからもそういった形が広がっていくんだろうなという風に予想しているところであります。

議員さん仰られるように、子ども達それぞれが秘めた能力、そういったものを自分もあるいは周りも気づかない内に埋もれさせてしまうということにもなっていく可能性がある訳ですよ。そういったことは、非常に周りにいる大人、あるいは行政に携わる者としても非常にこう残念に思わなければいけないところだとは思っております。そうならないように、何か出来るだけのことをしてあげたいなとそんな気持ちは私なりに強く思っているところではあります。出来る事なら、子ども達にもっともっと色々な選択肢を与えてあげたいという風に思う訳でありますけれども、今の沼田町の状況からしますと、単独のチームを維持していくことを基本とするのであれば、実際のところ今の数を維持していかなければ、どれもこれも駄目になってしまうと言いますか、チームとしては成り立たなくなってしまうという風に思っております、今の現状についてはご理解をいただきたいと思っております。

それで、これ以上増やせないんだとすれば、あとどういう方法があるのかという

ことなんです、津川議員さんも仰られましたように、よその町にも町外の子ども達を受け入れるようなスポーツ少年団だとかクラブだとかっていうのはあります。そうしたところに入っていくことも一つ方法にはなるかと思えます。あまり私どもの方から行け行けという風に勧められるような話ではないと思えますけれども、現に沼田の方からも、深川、あるいは妹背牛でしたかね。そういったところに行って活動されている子どもさん達もいらっしゃいます。ちょうど、状況をちょっと教えてほしいということだったんですが、ここでちょっとお話をさせていただきますけれども、沼田からは深川にサッカーをやりに行っている子どもが1名いらっしゃいますね。それとあと深川に剣道、男の子が1名いらっしゃいます。それと秩父別にミニバスケット、4名いらっしゃいます。これは小学校ですね。

中学生では、女子の方、剣道1名、深川に行っています。あと、妹背牛に男子が1名空手で行っています。

一応今のところは5種目に8人という風におさえております。この他に北空知には、まあ沼田からは行っていませんけれども、妹背牛にカーリングをやるスポーツ少年団があったり、あるいは妹背牛にバドミントン、あるいは深川に硬式の野球のチームなんかもあります。こういったところも町外の子どもを受け入れてくれるということでございます。

非常に厳しい状況になってきているところではございますけれども、そうとは言いながらも、今どんどん外に出ていく子どもが増えますと、これまたあの今沼田の中にあるスポ少あるいは中学校の部活っていうのも影響してきますので、この辺もあまりそういう形になっていくのがいいのか悪いのか、非常に悩ましいところだなという、そんな気は致しております。その他、方法としては先程言いましたように、合同チームですか。よその町、よその学校との合同チームというのも1つ方法としては考えられます。これも今単独で野球だとかバレーだとか、チームをきちんと編成できる間はそういった形を進めるのがいいのかどうか分かりませんが、野球もバレーもかなり厳しい状態になってきたとすれば、これは沼田ばかりではなくて、よその町もみんなそういう状態になってくる訳ですから、そうなりますと、今沼田で4つ、5つある競技が逆にどこの町も子どもが何人かずっしかいなくて、チームが組めないとなれば、逆にそのスポーツの種目を増やして合同でチームを作っていくことは、もしかしたら考えられるかもしれませんね。

決して、そのことは前向きな話ではなくて、将来そういう風にもしなっていた時に、どういう風に北空知でその形を作っていくのかということ。これは、北空知の教育関係者の中で色々と議論していかなければならない問題だという風には思っております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）今、教育長の答弁の中に北空知、まあ近隣町村合同でと、そういう連携も取っていかなければならないというようなお話も～～。実は私も前からそんなことを思っておりまして、是非前向きに進めていただきたいなという風におもうんですけれども、そうなるとなかなかね、その他の町村まで子ども達がどういう風にして行き来するののかという問題が出てきたり、怪我や事故があった時にどうするのかとか、色々難しい問題も当然絡まさせていただきますから、その辺もあわせて是非これから前向きに進めていただきたいなという風に思います。ましてや、今回3月に北空知4町の公共施設、体育館だとかプールだとかスキー場だとかそういったものも連携を取るということですから、それを機会に是非進めていただきたいなと思います。

それともう一つ合わせて、教育長の行政報告の中にありました、小中一貫連携教育。ここの部分でもそれがある程度出来るのではないかなと。小学生の高学年ぐらいになれば、あるいはその中学生と一緒に交じって出来る種目も中にはある。例えば卓球なんていうのは、もう今小学校の女の子が全日本選手権で大学生だとか一般に交じって一緒に競技する時代ですから、そういった例もある訳ですから、是非そういったものにも取り組んでいただけるのかなという風に思いますので、再度その辺も含めて考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）仰るように、私どもも今の進めております一貫連携教育の中に、スポーツ活動の交流っていうんですか。その分野での連携ですか、一貫連携というものも非常に大きな柱として位置づけております。

今、小学校にはバレーと野球とあと、スクールバンドがありますね。中学校にも当然その3つはある訳でありますけれども、小学校から中学校に上手くその分野に繋がって行ってほしいという思いを強く持っておりまして、仮におかしな話ですけども、小学校の野球がもし無くなったとしたら、恐らく中学校の野球も無くなると思います。いきなり中学校にいつても何にもやったことのない子ども達が野球を始めたって、そんな勝負にも何もなりませんから、そういった意味でそういった中学校の野球部に集まってくる子どもってというのは居なくなるんでないかなと。私なりには危惧しております。そういった意味において、今言う小学校にある3つの部は非常にこう大事にしていかなければいけないもんだという風に思っておりまして、まあ今の一貫連携教育を進める中でも、先生方にもそのことは十分に理解をいただきながら、今年あたりから、まあ去年からも既に始まっておりますけれども、例えば野球なんかの合同練習だとか、あるいは吹奏楽の合同練習だとか、そんなものも始まっておりますので、今後そういった連携を更に深めることによって、中学校の部活がもっともっと将来、力をつけていくことになっていくんじゃないかなと、そ

んな期待もしているところです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）ありがとうございます。是非宜しくお願ひしたいと思ひます。

最後に、もう一つスポーツ環境で大事な。沼田町っていうのはまだスポーツ宣言の町ですよ。何年前かに看板が落ちたまんま、もう立ち上げられていないでしょ。ないんですよ。確か。だとしたら、やっぱりスポーツ宣言の町を脱しきっていないのであれば、やっぱりあの看板は何とかしなきゃいけないと思うんですけども。

それと併せて、議員の中にももうおじいちゃんになる人達がいる、その孫が小学生や中学生になっている人もいますので、是非これは言っておいてくれって言われたんですけども、中学校のグラウンドに夜間照明が無いんですよ。前の時には夜間照明があって、少々遅くまで練習もできた。今はそれが出来なくて、今の時期は8月ぐらいまでは、7時や7時半ぐらいまでは明るいからまだ練習はできるんですけども、北海道の夏ってのは本当に短いから、春と秋はやっぱり5時くらいになると真っ暗になっちゃう。なかなか練習もできない。野球だけじゃない、色々な他のスポーツ、陸上やなんかの練習もそうなんです。そういう面で不備な面があるという風に父兄の方からも何人かお聞きしたことがありますので、そういった点ももう1回見直して、まあ体育館についてもそうですし、あと、テニス場だとかって今はほとんど使われていないのかな。そういった部分の環境も是非改めて点検をして、支障の無いように使いやすいように、また色々と考えてもらいたいという風に思ひますので、これだけ最後に是非良い回答をしていただいて質問を終わりたいと思ひます。宜しくお願ひします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）まああの、ちょっと看板が落ちていたっていうのはきっとかなり前なんだろうね。私はちょっと気が付きませんでした。ちょっとそれはもう一回〜〜〜調べてみたいと思ひます。いずれにしてもスポーツの町宣言は沼田町がある限り変わりませんので、ちょっとこの辺りまた検討させていただきたいと思ひます。

それと、各スポーツ施設についても時々状況を見に私ども歩いております。かなり利用の頻度が減って、本当は直せばいいんだろうけれども、そこまではどうなのかというような、非常に考えさせられるような施設もありまして、現状のままご理解いただいているようなところがおおいんですけれども、先程ありました中学校の照明、これについても、ちょっとどうしたものか、今初めて聞いた話なものですから、どう答えていいものかはっきり答えが浮かびませんが、ただ、野球だけの事を言うのであれば、今年は農村公園を改修しますので、非常に環境も良くなります。夜ちょっと移動すればあちらでも十分練習は出来るのかなという、ふと私は

そんなことも思ったりもしたんですが、総合的にちょっとこれからどうあるべきなのか考えさせていただきたいなと思います。

○議長（杉本邦雄議長）以上で津川議員の質問を終わります。一般質問を終了致します。ここで暫時休憩を致します。

15時33分 休憩

15時39分 再開

### （報告事項）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第6。報告第1号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

### （専決処分）

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。承認第1号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○財政課長（栗中一弘課長）承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成26年6月19日提出。町長名であります。

次の頁お開きいただきたいと思います。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成25年度沼田町一般会計補正予算専決第2号を別冊のとおり専決処分する。平成26年3月31日、町長名でございます。別冊の一般会計専決処分第2号1頁をお開きを願いたいと思います。

平成25年度沼田町一般会計補正予算専決第2号。平成25年度、沼田町の一般会計の補正予算専決第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、806万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53億6,275万2千円と定める。2項省略

をさせていただきます。地方債の補正。第2条、地方債の追加及び変更は第2表地方債補正による。平成26年3月31日提出、町長名でございます。本専決予算につきましては、平成25年度決算の見通しを調整致しましたところ、歳計剰余金が2億7,500万円程生じる見通しとなったことから、決算処理と致しまして、減債基金繰入金戻入1億円を行い、併せて、平成25年度職員給与削減分から防災整備経費に充当致しました残金2,000万円を振興基金へ積み、地域医療確保安定化基金へ3,000万円積立てを行い、純繰越金の1億2,200万円とする為に補正を専決処分させていただいたものでございます。

8頁をお開きをいただきたいと思います。歳入の補正であります。2款地方譲与税8頁から10款地方特例交付金までのいわゆる一般財源項目であります。交付額の確定により、それぞれ増減補正をしたものでございます。

9頁をお開きをいただきたいと思います。9頁下段、11款地方交付税は一般財源の総額調整として増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。

10頁をお開きください。15款国庫支出金、16款道支出金におきましては、該当事業における補助対象経費の確定に伴います補助金の減額補正としております。

11頁をお開きをいただきたいと思います。18款寄附金、19款繰入金につきましては、個別の事業の説明は省略をさせていただきます。基金に積み立てる財源としての確定額調整、また、基金充当事業における事業費確定により各基金繰入金を7,074万円減額補正をしてございます。

12頁をお開きをいただきたいと思います。更に、決算処理と致しまして、12頁、減債基金繰入金を1億円減額したものでございます。

21款諸収入につきましては、雑入におきまして、消防庁舎耐震整備に係る工事費減額分について、消防組合からの負担金額を減額を致しております。

13頁をお開きをいただきたいと思います。補正の主な内容でございますけれども、2款総務費から16頁、10款教育費までは各基金充当事業確定及び起債額の確定により、関係各予算の執行残を減額処理をし、基金及び起債財源を減額、充当したものでございます。

13頁、2款総務費10目振興費では、進出企業であります株式会社正和と日生技研株式会社から沼田町企業立地促進条例に基づく、平成25年度設備投資計画が提出されましたが、事業計画の変更により、事業実施が2ヶ年に及ぶことを承認をし、未完工事分の補助金を減額したものでございます。19目移住定住応援費では予算1,400万円に対しまして、1,142万円の実績となっております。中古住宅の関係と町内業者利用分とで執行残が生じてございます。それと社長になりませんかという申請が無かったということでございます。

14頁をお開きをいただきたいと思います。3款民生費でございます。2項児童

福祉費、5目認定こども園費でございますが、認定こども園開設に向けた基本計画実施設計委託料において、基本計画の策定を完了いたしました。実施設計につきましては未執行分となっております、減額となっております。

15頁をお開きをいただきたいと思います。9款消防費、1項消防費、消防庁舎を含む役場庁舎耐震工事。2次診断に基づき予算計上しておりましたところ、実施設計の結果、補強箇所の減、工法の変更により工事費が予定を大きく下回ったことによります執行残の減額となっております。財源となります補助金1,977万5千円につきましても、歳入において同額減額となっております。

16頁をお開きをいただきたいと思います。12款諸支出金であります。財源となる寄附金額の確定と一般財源の確定により、2目財政調整基金に不採算病院地区に対する特別交付税の過剰配分金を返納する財源として、4,001万2千円を積み、17頁でございます。4目振興基金に職員給与削減分の防災整備充当残額分を積み立てまして、更に10目地域医療確保安定化対策基金3,000万円を積み立てる増額を行ったものでございます。

以上申し上げます。提案理由とさせていただきます。ご承認の程宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。高田議員。

○3番（高田勲議員）3番高田でございます。先程の一般質問の際にも、何点か町長には質問したんですけれども、再度伺いますが、例えばであります。3款2項5目認定こども園費。例えばあります。本件に関しては緊急性がある専決であるという風に判断されているのか、あるいはこれを専決するという事は町長は客観的判断で専決をされたのか再度お伺い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この部分については、今となれば緊急性があったと言わざるを得ませんけれども、確かに不備はあったかという認識もでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）本承認1号については、地方自治法179条第1項の専決が可能な規定に合致していない可能性があると思われ。今程言いました款項目の認定こども園費におきましても、平成25年12月の時点で認定こども園の実施計画を平成26年3月、すなわち年度内で行うことは不可能ということが容易に判断できたはずである。

議員必携にはこうも書かれています。この承認は、この承認はということはこの専決を承認するということは、町村長が議会に代わって行った意思決定の責任を解除する重要な意義を持つものである。従って、議会は承認を求められたら慎重な検

討を加えたうえで、承認不承認を決めるべきである。もし、招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的に余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として町村長に反省を与え、今後を戒めるべきであるという風に記されております。従って、私は議員として慎重に検討を加えて承認、不承認を決めるのが本筋だと思いますので、提案であります。本承認1号が専決で処理されるべき事件であったかどうかを判断する為に、本会議を休憩して全員協議会の開催を議会に要求致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、只今高田議員から、提案がありました。なお、昨日高田議員と議運の中村委員長からこの件について、全員協議会で協議をしないと、議員の皆さんの承認をいただきたいということでお話がありました。皆さん方のご意見を聞いて全員協議会をするかしないか聞きたいと思います。

別室で全員協議会を開いて宜しいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）異議なしですか。反対の意見がありませんので、議員控室で全員協議会を開き、その会議の内容によっては執行者の出席を求める場合がありますので宜しくお願い致します。それでは控室に集まってください。

15時51分 休憩

---

16時10分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。質疑は終わりましたので、質疑を終結し、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。高田議員。

○3番（高田議員）先程も質疑で申し上げましたが、本専決処分案については緊急性は無く、地方自治法第179条第1項の専決可能な条件と規定に合致していないという風に私は判断致しましたので、私は本承認案には反対をさせていただきます。

他に意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）意見が無いようですので討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（杉本邦雄議長）賛成多数により、この承認1号は承認されました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第8。承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（橋英則園長）承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成26年6月19日提出。町長名であります。

次の頁お開きください。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成26年3月31日、町長名でございます。別冊の平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（専決第1号）の1頁をお開きください。

平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（専決第1号）。平成25年度、沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、173万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億6,042万2千円とする。2項については省略させていただきます。平成26年3月31日、町長名でございます。

別冊の特別会計補正予算の5頁目をお開き願います。

まず、事業費でございますが、1目11節需用費でございます。これは燃料費の過少見積りによるものでございます。今後このような事が無いように精査して参ります。

歳入については、5頁をお開きください。1款分担金及び負担金。1目1節老人福祉費負担金により処理させていただきました。以上で説明を終わります。

宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9。承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

1頁開いていただきまして、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成26年3月31日沼田町長名でございます。

1頁おめくりください。町税条例の一部を改正する条例でございますが、条文の朗読を省略させていただきまして、今回の改正の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

地方税法に関する法律、政令、省令の一部改正がそれぞれ公布されました。これに伴い、本町においても改正基準、規則に基づき、町税条例の改正を行い専決処分としたものです。

今回の主な改正点につきましては、個人住民税の年金特別徴収対象者の規定見直しと算定方式の見直し、軽自動車税の見直し、その他でございます。住民税の年金特別徴収者に対する見直しであります。平成21年から65歳以上の年金受給者においては納税の便宜を図る観点から、住民税を年金から徴収する制度が特別徴収制度として導入されています。現行では、納税者が町外に転出した場合、特別徴収から普通徴収に切り替えられる仕組みとなっておりますが、今回の改正によって、町外に転出した場合でも継続できるようになったものでございます。

次に算定方式の見直しでございます。これにつきましては、今回の改正内容はこの仮徴収税額の算定方式の見直しであります。現行の制度では、年金の支給額や所得控除の変化に伴い、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収と仮徴収に差が生じるということで、今回の改正によりまして、2年連続で同額の場合には、仮徴収と本徴収の差が一致して、徴収される額が平準化するという内容になってございます。

続きまして、軽自動車税の税率の見直しでございます。これにつきましては、国、地方に準じた自動車関連税制の見直しに伴い、原付、軽2輪、軽自動車税の標準課税額約1.5倍に平成27年度分から引き上げるものでございます。

その他7件としまして、上場株式等に係る譲渡所得等の基準の整備、それから法人住民税の税率見直しと地方法人税の創設、それから外国法人に係る定義の見直しと控除の新設、肉用牛の売却による事業所得の個人住民税の特例の延長、固定資産税の課税標準の特例の拡大。耐震改修が行われた家屋に係る減額措置の創設、長期

譲渡所得に係る個人住民税の課税特例の延長でございます。

以上、条例の一部改正について説明を申し上げます。ご協議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。承認第4号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

1頁おめくりいただきまして、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成26年3月31日町長名でございます。

条例の内容につきましては煩雑となっておりますので、朗読を省略させていただき提案理由を申し上げます。

改正の根拠でございますが、地方税法の一部を改正する法律が公布となりまして、関係省令、政令についても公布されたことに伴い、町税条例の関係条文についても改正が必要となったものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、国保税の課税限度額の見直しと算定方法の見直し、その他でございます。最初に国保税の課税限度額の見直しでございますが、これにつきましては、後期高齢者の支援金の限度額が現行の14万円から16万円に。それから介護給付金の課税限度額が現行の12万円から14万円に引き上げる改正でございます。

次に算定方法の見直しでございます。こちらにつきましては、5割軽減の対象者

が納税義務者が今までは含まれておりませんでした。今回から含まれることになったこと。それから2割軽減者。これにつきましては、算定基準としまして乗ずべき金額が35万円から45万円に引き上げる改正となったこととあります。これによって、軽減世帯が拡大されたものでございます。

その他、株式等に係る譲渡所得の分離課税の指針区分の創設に伴う既定の整理等を行い、今回の改正とさせていただいたところでございます。

以上、提案理由を申し上げまして説明と代えさせていただきます。ご協議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

---

### （一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。議案第34号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）議案第34号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成26年6月19日提出。沼田町長名でございます。

条文につきましては省略をさせていただきます。提案理由を申し上げます。今回につきましては、平成26年度の国保会計の答申に基づき、一般会計からの繰入等を行わず、必要賦課金に見合う税率の改正を行ったものでございます。

医療分につきましては、所得割、それから均等割、それから平等割の改正。それから介護分におきましても、所得割、均等割の増額改正。後期高齢者支援分につきましても、所得割、均等割、平等割の増額改正を行ったものでございます。仮にこの改正を行わず、昨年並みに据え置いた場合につきましては、必要額に対しまして、553万8千円の不足が生じるため、今回必要経費に見合った改正を行ったもので

ございます。これにより、1世帯当たりの平均負担額は28万7,809円となります。1人当たりでいけば15万4,218円となります。なお、この改正につきましては、6月3日付で国保運営協議会に諮問申し上げ、6月4日付を以って適当と認めるとの答申をいただいたものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明等申し上げます。ご協議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第12。議案第35号。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第35号。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例。町営バス運行等に関する条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。

この改正内容でございますけれども、4月の厚生病院の診療所化に伴いまして、厚生クリニックということで名称変更に伴いまして、町営バスの運行路線の起点部分の名称をそれぞれ厚生病院前から厚生クリニック前に改めたものでございます。

附則と致しまして、

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（中野栄治課長）以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第13。議案第36号。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の全部改正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長（篠原毅次長）議案第36号。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の全部改正について。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例を提出する。平成26年6月19日提出。沼田町長名でございます。

沼田町雨竜川総合運動公園設置条例。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例（平成14年条例第25号）の全部を次のとおり改正する。

以下、条文の朗読を省略致しまして、提案理由を申し述べます。改正の主な内容と致しましては、使用料の一部見直しと従来規則で謳っておりました項目を条例に位置づけること、その他字句の整理でございます。

まず、条例名を沼田町雨竜川総合運動公園設置条例から沼田町雨竜川総合運動公園条例に改正いたしまして、2頁おめくりいただきましたところに別表としまして、下段になります。町民パークゴルフ場使用料という欄がございまして、1日券の後に、回数券（11回分）を新たに新設したいということでございます。このことで、利用の促進や利用の動機付けを図りたいと考えているところでございます。

また、条例の項目に従来規則で定めておりました項目としまして、3条で使用及び制限、6条行為の禁止、第7条で賠償を設定いたしまして、また第5条に使用料の還付、第8条に教育委員会規則への委任というものを新たに設けてございます。

以上説明申し上げました。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14。議案第37号。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第37号。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次の通り変更する。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

条文の朗読を省略をさせていただきます、提案理由を申し上げます。

沼田町が加入致します、

（「説明省略」の声あり）

○総務財政課長（栗中一弘課長）ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15。議案第38号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総

務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第38号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次の通り変更する。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○総務財政課長（栗中一弘課長）ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第16。議案第39号。平成26年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第39号。平成26年度沼田町一般会計補正予算について。平成26年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

別冊、平成26年度一般会計補正予算書第1号1頁をお開きをいただきたいと思っております。平成26年度沼田町一般会計補正予算第1号。平成26年度、沼田町の一般会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,504万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、40億5,504万1千円と定める。2項省略をさせていただきます。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

10頁をお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。227万2千円の増額でございます。これにつきましては、4月1日人事配置の変更に伴います臨時職員1名を戸籍窓口配置致しました分の共済費、賃金に係る増加

となっております。

6目財産管理費でございますが、126万2千円の増額でございます。当初4棟6戸の老朽化した職員住宅の解体を予定しておりましたけれども、4月以降新たに老朽住宅が空き家となりました。当初予定物件と合わせて解体をしてみたいと思います。管理経費等の削減を図る目的となっております。

10目振興費、1,247万9千円の増額でございます。8節報償費201万6千円。12節役務費43万円の追加に致しましては、ふるさと納税に対します特産品の購入代金、送料、口座手数料となっております。ふるさと納税の受納件数は前年並みを計上してございましたけれども、行政報告で申し上げましたとおり急激な伸びを続けております。年度末までに500件の寄付を見込んでこの補正額として費用を追加するものでございます。急増の要因につきましては、予算審議の段階でご意見をいただいた還付率を高めた結果という認識を致しております。ちなみに、6月19日現在で受納致しました件数は208件、212万円。更に納付書を送付致しました件数が170件。都合378件につきましてはまもなく受納することが出来るかと思っております。

19節負担金補助及び交付金の1,003万円の追加でございますけれども、専決補正予算にございました、正和と日生技研の設備投資に対します企業立地促進条例に基づく補助金であります。平成25年度事業計画が提出をされまして、その後変更計画を承認し、26年度分の完了見込での金額となっております。正和につきましては944万円、日生技研につきましては59万3千円となっております。

19目移住定住応援費でございます。402万円の増額でございます。がんばる高校生応援手当と致しまして、行政報告で申し上げました子育てにおける経済的負担の軽減等々に向けて手当をするものでございます。平成23年から実施をしておりますけれども、この間、所得税、住民税におけます16歳から19歳未満に対します特定扶養控除が廃止されましたことで負担が生じてございます。更に高校授業料無償化となっておりますが、教材費の負担も生じてございます。これら合算を致しまして割り返したところ、およそ5,000円に相当するというところで、現行5,000円支給のところ、5,000円上乘せし、10,000円の支給をするということで対象者67名分の追加となっております。

次の頁をお開きをいただきたいと存じます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。1,246万7千円の減額となっております。国民健康保険特別会計での、行政報告にもございましたように単年度収支で648万2千円の黒字決算となりました。その結果、療養給付費の急増に備えた基金積立を行うことから、一般会計繰入の1,246万7千

円を減額するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費41万1千円の増額でございます。消費税8%の引き上げに際しまして、子育て世帯への影響緩和の臨時的な給付金で対象世帯数を精査したところによる増額となっております。

4款衛生費1項保健衛生費1目保険総務費、593万3千円の追加でございます。介護施設におきます入所者の高齢化の進展と多様な介護ニーズに対応するため、町の介護サービスの課題を整理し、医療福祉の連携による介護力の向上、介護施設の業務改善を図るために北海道厚生連より看護職員の出向を受ける費用として追加をするものでございます。研修に参加する旅費、給料に値します負担金として7月から3月末までの9ヶ月分に関する人件費、それから会議負担金等々の追加となっております。

次の頁をお開きください。2目食育推進費でございます。172万5千円の追加でございます。保健福祉課に勤務いたします管理栄養士が7月に退職により欠員となります。そのことから食育事業と栄養指導の業務に従事する有資格の臨時職員を雇用する費用として追加をするものでありまして、社会保険料、賃金日額8,000円で年度末までの日数分を見込んだ追加補正となっております。

5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用創出事業費、629万4千円を追加するものでございます。緊急雇用創出事業臨時特例交付金、都道府県で基金化したものを財源とする事業でございます。新規就農促進事業として町が実施を致しまして、農業生産法人において新規就農希望者を育成する事業を町が法人に委託をするものでございます。給与、手当、賞与、社会保険料、研修費を含む2名分。1名314万7千円を見込んでございまして、3月末までの費用を追加するものでありまして、7月雇用に向けて今後募集を開始を致したいという風に存じております。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、953万1千円を増額するものでございます。平成26年度から農地・水保全管理支払は多面的機能支払交付金に変わりました。制度の名称や交付ルートが一部変わりますけれども、これまでの取組は引き続き支援対象となります。新たに農地維持支払が新設されまして、資源向上支払と別々に交付単価が設定され、結果的に従来の単価を上回ることになってございます。従前3,450円単価でございましたが、交付物件が2件にまたがって1,650円単価としてアップをしております。交付額におきまして、年度内で3,810万5千円のアップとなっております。この費用負担の割合でございますけれども、国が50%、道、町がそれぞれ25%ということになってございます。超負担の財源につきましては地方交付税で60%、その残分に対して60%特別交付税で措置されるということになってございます。追加されます3,810万5千円分の負担金として計上をしております。

6目農業総合対策費でございます。100万円の追加でございます。これにつきましては、平成26年JA北いぶきからの寄付金を農業者の人材育成基金に積み立てたものを財源に、青年部員を対象に海外研修として2名分を追加をしたものでございます。

次の頁をお開きをいただきたいと思っております。7目農業所得安定対策制度推進事業でございます。360万8千円を追加したものでございます。経営所得安定対策におきましては、対象作物、麦等戦略作物を作付けた場合、面積払いとして10a2万円が支給されます。そばにつきましては1万3千円でございます。この面積算定方式が平成27年度から圃場の実測により求めた面積を根拠とするように変更となりますことから台帳整備を行うものでございます。共済加入実績のない麦等対象作物を作付ける可能性がある畑地について実測求積図の作成を委託するもので、対象面積を350haとしております。全額国費補助として措置をしております。

19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、平成24年度から集落営農の組織化や集落営農の法人化が対象の補助事業が実施されておりましたけれども、制度改正によりまして平成26年度から地域農業に貢献する複数個別経営の法人化も対象に制度拡充がされてございます。1法人に対し定額40万円が交付をされます。複数戸による法人、2法人の設立の意向がございまして財源として全額国費補助でありますので、2件分80万円を追加計上するものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費でございます。これにつきましては、補正額がございませんけれども、財源の振り替えでございます。国が実施をします頑張る地域交付金の交付対象として、農業競争力強化基盤事業、いわゆる道営事業に対しまして、財政力指数に応じた配分がされてございます。その金額が423万2千円でございます。これらの用途については限定をされない為に町道田畑線改良工事の財源とする為に振り替えたものでございます。

申し訳ございません。12目就農支援実習農場の963万4千円の追加でございます。これにつきましては、平成19年に建設致しました牛舎用ビニールハウス。これにつきましては国費補助、起債による建築をした施設。本年1月集中降雪を受け、管理も不十分なことから倒壊をしたものを復旧をするものでございます。復旧をしない場合、全額返還となりますことから原形に復旧する改修工事を実施するものでございます。工事費963万4千円を追加し、財源につきましては工事費の60%は損害保険において補填をしまして、残額385万4千円を一般財源で賄うものでございます。

次の頁をお開きをいただきたいと思っております。4項の都市計画費、1目公共下水道費、290万2千円の増額でございますが、これにつきましては、人事によります職員の会計間異動による増額分となっております。

10款教育費1項教育総務費2事務局費につきましては、36万円の追加となっております。これにつきましては、19節の負担金補助及び交付金でございますが、予算特別委員会でのご意見にございました青少年スポーツ文化振興基金の活用を図るものでございまして、助成規則に該当する成績に達した場合に備えた予算措置として30万円追加をするものでございます。

次の頁をお開きをいただきたいと思います。5項社会教育費2目社会教育推進事業費34万1千円の増額でございますが、これにつきましては本願寺駅逦の屋根の雪止めが経年劣化によって破損しているということの修繕費となっております。

9目町民会館費74万7千円の増額でございますが、ボイラーの燃料重油の戻りパイプに一部破損がみられまして、これらの交換修繕とボイラーの給水ポンプの老朽化によります一部交換修理となっております。

6項保健体育費2目社会体育推進事業費63千円の増額でございますけれども、体育協会に補助金を支出するものでございます。小学生のバレーボールチーム、リトルポプラが平成23年よりクラブチームとしてエンジョイスポーツクラブに加盟しておりましたけれども、運営上の都合によりまして少年団に戻り、体育協会の傘下に加えをするということで、これらに助成する交付金として増額補正をしたものでございます。

12款諸支出金1項諸費5目ふるさとづくり基金費でございますが、400万円を増加するものでございます。振興費で説明申し上げました通り、急増するふるさと納税分について、年度末を見込みまして400万円上積みするものでございます。

7頁歳入をお開きいただきたいと思います。歳入でございますけれども、11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税でございます。9,901万3千円の減額をするものでございます。特定財源を充当してもなお不足する額につきまして、地方交付税を減額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございますが484万2千円を追加するものでございます。歳出で説明申し上げました頑張る地方交付金の収入となっております。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業補助金でございます。360万8千円を増加するものでございます。これにつきましては、歳出で説明申し上げました、圃場の測量委託に係ります補助金として280万8千円。更に、農業法人の設立に対する補助金として80万円となっております。

5目労働費道補助金でございますが、629万4千円の追加。これにつきましても先程説明申し上げました緊急雇用事業に係ります新規就農者の農業法人への委託分への財源となるものでございます。

次の頁をお開きいただきたいと思います。18款寄附金1項寄附金2目総務費寄

附金でございます。これにつきましても、ふるさとづくり寄付金の増額を見込んでの増額補正となっております。

19款繰入金1項基金繰入金5目企業誘致推進基金繰入金、13目農業者人材育成基金繰入金、14目青少年スポーツ文化振興基金繰入金でございますけれども、歳出で説明申し上げました歳出に対する財源として各基金を繰り入れるものとなっております。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金でございますけれども、1億1,738万4千円の増額となっております。平成25年度繰越金の増額でございます。

次の頁でございます。21款諸収入4項雑入5目雑入でございます。608万円の追加となっております。建物災害共済金につきましては、ビニールハウス牛舎の財源となるものでございます。

それから北海道市町村振興協会地域づくり研修会につきましては、官学連携によります講座開設に伴うものでございまして、〜〜活動推進の財源となるものでございます。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）はい、7番絵内です。牛舎の改修工事はいいんですけれども、その後にミニトマトをプランターで作るという、そんな、先程全員協議会の中で課長より説明をいただいた訳でありますけれども、なぜミニトマトを植えなくてはいけないのか。私たち沼田町には加工用のトマトを1人でも多くの皆さん方に作ってもらいたいということを前提に私たちもその役員の1人としてお願いし、取り組んできている訳でありますけれども、ここでミニトマトに取り組むってということはジュース用の加工用トマトは儲からないからここでミニトマトに変更したのかどうなのか。その辺の経緯についてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）ご質問をいただきました案件、私の方から経過等説明させていただきたいと思っております。先程も全員協議会の中で説明をさせていただいたところでございます。儲からないからというそういう視点では無く、少なくとも今回ハウスの有効活用を含めて農場の運営改善、それから加工場との連携、そして沼田農業の新規就農策、これを総合的に考えてトマト栽培をハウスの中で実施していきたい。まあそういう考え方で説明をさせていただいたところでございます。

現状としては、その質問のあるように加工用トマトが儲からないというそういう状況では無く、少なくとも現有施設の状況を考えた中で、ミニトマトを含めた試

験栽培を取り組んでいきたいという、そういう考え方でございますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）その説明が正直言って分からないんですよ。トマトだったら別にミニトマトでなくてもプランターだったら今の加工場の「なつのしゅん」というやつは合わないということなんですか。このミニトマトを選んだ理由ってというのは、普及センターからの指導なんですか、どっからミニトマトが出てきたんですか。その辺の経緯について説明いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）ご質問にあるように、決して加工用トマトを論外にしたわけではございません。ただ、あくまでもあの施設を現状の活用をする際に、少なくとも土を入れて栽培が出来るかというとなかなか難しい状況かと思えます。ただ、委員長からのご意見もございますし、我々ミニトマト1品だけを考えているつもりでは無く、加工用トマトも含めて試験的に栽培をしてみた上で判断をしてみたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）あの、プランターに今の「なつのしゅん」は合わないという風に理解しているんですか。担当者としては。どうなんですか。別にミニトマトでなくたって、沼田にトマトを栽培していないんだったらいいですよ。それと部署がね。違う部署でこのミニトマトっていうのが出てきたんだったらまだ理解できますよ。あなたの課のところで町の加工用のその推進をしているじゃないですか。それがなぜミニトマトっていう、そのトマトが出てくるのか。どうしても理解できない。町長答弁願います。課長だめだ、あんたのところ。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、私も趣旨は聞いておりますけれども、あくまでも試験的に可能性の調査をしたいので、私も加工用トマトの奨励はしておりますけれども、今回そのミニトマトでどの程度のものがあの施設の中でできるのか試験をやりたいっていうことですので、その試験はやらせていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）それはどの程度やるんですか。これは全部で何鉢なのか分かりませんが、ほんの一部だけミニトマトで試験をされるんですか。それがどんな状況なんですか。100%ミニトマトを植えるのか。それとも沼田で取り組んでいる「なつのしゅん」を、それを何%ぐらい植える予定なんですか。今ここでミニトマトをやめて「なつのしゅん」に取り組むという風に切り替えはできないも

のなんですか。

○議長（杉本邦雄議長） 絵内議員に少し申し上げますが、少し感情的に質問されているように思いますので、この答弁で終わらせていただきたいと思います。

○農業商工課長（横山茂課長） 比率については確定はまだしてございません。あくまでも改修予算の議決をいただいた上で、最終的に内部で調整をしたいと思います。今程からあるように、加工用トマトもひっくるめて、今年試験栽培をした上で判断をしていきたいと思いますのでご理解をお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、他の件で質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第17。議案第40号。平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（橋英則園長） 議案第40号。平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

別冊の補正予算をお願いします。

平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）。平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,000万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億8,334万2千円と定める。2項については省略致します。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○和風園長（橋英則園長） 以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （会議時間の延長）

○議長（杉本邦雄議長）ここで議長より、終了時間の延長について宣言いたします。本日の会議は全ての日程が終了するまで延長したいと思います。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第18。議案第41号。平成26年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（谷口勲園長）議案第41号。平成26年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成26年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園長（谷口勲園長）ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第19。議案第42号。平成26年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。グループホーム施設長。

○グループホーム施設長（谷口勲施設長）議案第42号。平成26年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成26年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

別冊、沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算書1頁をご覧ください。

平成26年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号。平成26年度沼田町の高齢者グループホーム（なごみ）特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、76万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,387万8千円と定める。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園長（谷口勲園長）ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第20。議案第43号。平成26年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原秀史課長）議案第43号。平成26年度沼田町介護保険特別

会計補正予算について。平成26年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名です。

別冊の平成26年度介護保険特別会計補正予算書第1号の1頁をお開きください。

平成26年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号。平成26年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、531万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億4,374万5千円と定める。2項省略致します。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴います繰越金の確定と前年度の介護給付費確定に伴います国への返還金、道からの負担金を計上しております。

歳出から説明を致します。6頁を、

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(菅原秀史課長) 宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 日程第21。議案第44号。平成26年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅原秀史課長) 議案第44号。平成26年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成26年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名であります。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開きください。

平成26年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成26年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算

の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,608万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5億4,226万2千円と定める。2項省略致します。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、歳入におきましては、平成25年度の決算に伴います繰越金の確定と税率の改定によります現年度分の補正と前年度療養給付費の確定による国庫支出金等の再計算による補正、更に一般会計からの繰入金についての減額を補正したところでございます。対する歳出につきましては、平成25年度の療養給付費の確定による療養給付費の補正と前年度繰越金の一部を基金に積み立てます基金積立金。平成25年度の療養給付費等負担金に関わる償還金の補正を組んでおります。

歳出から説明を致します。

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(菅原秀史課長) 宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 日程第22。議案第45号。平成26年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅原秀史課長) 議案第45号。平成26年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成26年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

別冊の平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の1頁をお開きください。

平成26年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成26年度沼田

町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、26万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6,195万9千円と定める。2項省略致します。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(菅原秀史課長)宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長)日程第23。議案第46号。平成26年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(中野栄治課長)議案第46号。平成26年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成26年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

別冊の平成26年度公共下水道特別会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。

平成26年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号。平成26年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、290万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億698万1千円と定める。2項省略致します。平成26年6月19日提出、町長名でございます。

6頁の歳出の方をご覧ください。6頁1款下水道費、1項下水道事業費の1目一般管理費でございます。本補正につきましては、4月の人事異動に伴う職員の会計間異動による職員費等の増額となっております、

(「説明省略」の声あり)

○建設課長（中野栄治課長） ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長） 日程第24。議案第47号。平成26年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長） 議案第47号。平成26年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成26年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

別冊の平成26年度沼田町水道事業会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。

平成26年度沼田町水道事業会計補正予算第1号。第1条、平成26年度沼田町の水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。2条以降は省略致します。平成26年6月19日提出、沼田町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（中野栄治課長） ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### （人権擁護委員の推薦に伴う諮問）

○議長（杉本邦雄議長）日程第25。諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります平木恵子氏の任期が26年9月30日を以って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記としまして推薦する方は住所、沼田町北一条3丁目2番10号、氏名、渡部 順子氏、生年月日、昭和24年6月10日生まれ65歳であります。渡部氏におきましては、道立沼田高校卒業後、沼田町農業協同組合に勤務、その後株式会社渡部食品に勤務、会社の廃業後は現在なごみにおいて介護員を務めるかたわら、地域活動に取り組んでいる方でもあります。識見、人格共に正に適していますので提案申し上げます。平成26年6月19日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

#### （人権擁護委員の推薦に伴う諮問）

○議長（杉本邦雄議長）日程第26。諮問第2号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）諮問第2号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります横山哲雄氏の任期が平成26年9月30日を以って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議

会の同意を求めるものであります。記としまして推薦する方は住所、沼田町字沼田103番地154、氏名、辻 廣治氏、生年月日、昭和28年9月19日生まれ60歳であります。辻 廣治氏におきましては、昭和47年3月道立沼田高校を卒業後、沼田町役場に奉職し、本年4月役場を退職後、現在は沼田町社会福祉協議会に勤務されています。識見、人格共に正に適していますので提案申し上げます。平成26年6月19日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで暫時休憩致します。

17時14分 休憩

---

17時16分 再開

#### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案2件、事務局より陳情6件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第27、議案第48号。中央農村公園野球場改修工事の請負契約について。日程第28、議案第49号。除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約について。日程第29、陳情第2号。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書提出を求める陳情について。日程第30、陳情第3号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出を求める陳情について。日程第31、陳情第4号。地方財政の拡充を求める陳情について。日程第32、陳情第5号。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択を求める陳情について。日程第33、陳情第6号。規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映予定に当

たり政府への意見書提出を求める陳情について。日程第34、陳情第7号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について。以上8件、日程に追加することに決しました。

### (追加議案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第27。議案第48号。中央農村公園野球場改修工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第48号。中央農村公園野球場改修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、中央農村公園野球場改修工事。2、契約の方法、地域限定型一般競争入札。3、契約金額、5,616万円。4、契約の相手方、沼田町字旭町15番地9、渡部建設株式会社、代表取締役、渡部稔。5、工事場所、字沼田。6、工期、契約の日から135日間。平成26年6月19日提出。町長名でございます。

1頁めくっていただいて、資料が付いておりますがこちらにつきましては入札に参加した業者名となっておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、工事の内容について説明申し上げます。本工事につきましては、中央農村公園野球場を面積におきましては、12,071㎡について改修をするものでございます。主な仕様につきましては、クレイ舗装の部分、土の部分ですが、ソイレックス厚さ10cmで4,540㎡、内野部分、セーフティーゾーン、フェールライン等の部分がクレイ舗装で整備致します。次に、緑化の部分につきましては、7,520㎡。これは主に外野の部分ですが、黒土50cmのソイレックス50cmの上に芝を施工するという内容になってございます。その他、暗渠管の取替え、443m等が主な内容になっているところでございます。

以上提案理由を申し述べました。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第28。議案第49号。除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第49号。除雪トラック（ダンプ）購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。記、1、契約の目的、除雪トラック（ダンプ）購入事業。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、3,704万4千円。4、契約の相手方、旭川市永山3条2丁目1番6号、北海道いすゞ自動車株式会社旭川支店、支店長、佐賀 弘。5、整備内容、除雪トラック10T級6×6ダンプ型、ワンウェイプラウ、路面整正装置付でございます。6、工期、契約の日から286日間。平成26年6月19日提出。沼田町長名でございます。

1頁めくっていただきまして、資料と致しまして入札に参加しました業者が載っておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、トラックの主な内容でございますが、10T級ダンプトラックということで、6輪中6輪が駆動輪の除雪車タイプとなっております。装備としては、フロントのワンウェイプラウと腹の下に路面整正装置、他に付属として排雪用の枠の増設等が盛り込まれております。

以上説明申し上げました。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）すみません。ちょっとお聞きしたいんですけれども、納期が契約の日から286日間になっているんですけれども、これは単純に考えると3月くらいまで行っちゃうんですけれども、年内に何とかなるんでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）納期につきましては、3月末と今考えておるところです。冬に間に合わない訳ですが、これは全国的な状況でございまして、このところの民間のダンプの需要がとんでもなく予想より多い状況に今なっております。これは公共事業が増えたことでもありますけれども、ちょうど民間のダンプの更新時期になっているということと、東京オリンピック等の影響で凄惨な状況になっているということでございまして、これは全国的な状況でございまして、今のところ3月末納

入でめいっぱいというようなことでございます。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （陳情・請願の審議）

○議長（杉本邦雄議長）ここで、陳情の一括議題についてお諮りいたします。この際、陳情第2号から第7号までを一括して議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号から第7号は一括して議題とすることに決しました。お諮り致します。本陳情6件については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情6件は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。陳情第2号から第7号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第29、陳情第2号。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書提出を求める陳情について。日程第30、陳情第3号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出を求める陳情について。日程第31、陳情第4号。地方財政の拡充を求める陳情について。日程第32、陳情第5号。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択を求める陳情について。日程第33、陳情第6号。規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映予定に当たり政府への意見書提出を求める陳情について。日程第34、陳情第7号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について。

は採択すべきものと決しました。

---

#### (日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。事務局より意見案6件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第35、意見案第2号。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）について。日程第36、意見案第3号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）について。日程第37、意見案第4号。地方財政の拡充を求める意見書（案）について。日程第38、意見案第5号。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について。日程第39、意見案第6号。規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）について。日程第40、意見案第7号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について、以上6件日程に追加することに決しました。

---

#### (意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）ここで意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、意見案第2号から第7号までを一括して議題に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第2号から第7号は一括して議題とすることに決しました。提出者より説明を求めるところでございますが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。それでは、意見案第2号から第7号までを一括して採決致します。お諮り致します。意見案第2号から第7号は原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第35、意見案第2号。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）について。日程第36、意見案第3号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）に

ついて。日程第37、意見案第4号。地方財政の拡充を求める意見書（案）について。日程第38、意見案第5号。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について。日程第39、意見案第6号。規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）について。日程第40、意見案第7号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）については、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

### （閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成26年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

17時29分 閉会